

監査の結果（平成 23 年 10 月 31 日決定分）

第 1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施しました。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行しました。実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 22 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施しました。また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施しました。

3 監査の結果等

監査の結果については、不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求める事項及び長期未納があるものを「指摘事項」として、また、指摘には至らないが、改善又は改善についての検討を求める事項などを「意見」として区分しています。

このほか、指摘事項や意見以外に監査対象機関に対し注意喚起、問題提起又は要望する事項などは、「付記」として公表しています。

4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が 26 機関です。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	会計管理部	平成 23 年 8 月 8 日	平成 23 年 8 月 1 日	実地監査
2	危機管理監	平成 23 年 7 月 21 日	平成 23 年 7 月 7 日	
3	総務局	平成 23 年 8 月 5 日	平成 23 年 7 月 27 日	
4	総合技術研究所	平成 23 年 8 月 5 日	平成 23 年 7 月 27 日	
5	文書館	平成 23 年 8 月 5 日	平成 23 年 7 月 27 日	
6	地域政策局	平成 23 年 7 月 22 日	平成 23 年 7 月 12 日	
7	選挙管理委員会事務局	平成 23 年 7 月 22 日	平成 23 年 7 月 12 日	
8	環境県民局	平成 23 年 7 月 21 日	平成 23 年 7 月 7 日	
9	健康福祉局	平成 23 年 8 月 3 日	平成 23 年 7 月 22 日	
10	商工労働局	平成 23 年 7 月 14 日	平成 23 年 7 月 5 日	
11	農林水産局	平成 23 年 7 月 26 日	平成 23 年 7 月 11 日	
12	広島海区漁業調整委員会事務局	平成 23 年 7 月 26 日	平成 23 年 7 月 11 日	
13	内水面漁場管理委員会事務局	平成 23 年 7 月 26 日	平成 23 年 7 月 11 日	
14	土木局	平成 23 年 7 月 27 日	平成 23 年 7 月 14 日	

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
15	都市局	平成 23 年 7 月 27 日	平成 23 年 7 月 14 日	実地監査
16	収用委員会	平成 23 年 7 月 27 日	平成 23 年 7 月 14 日	
17	企業局	平成 23 年 7 月 20 日	平成 23 年 7 月 8 日	
18	病院事業局	平成 23 年 8 月 3 日	平成 23 年 7 月 22 日	
19	議会事務局	平成 23 年 7 月 29 日	平成 23 年 7 月 13 日	
20	教育委員会事務局	平成 23 年 8 月 4 日	平成 23 年 7 月 26 日	
21	埋蔵文化財センター	平成 23 年 8 月 4 日	平成 23 年 7 月 26 日	
22	警察本部	平成 23 年 7 月 28 日	平成 23 年 7 月 15 日	
23	警察学校	平成 23 年 7 月 28 日	平成 23 年 7 月 15 日	
24	監査委員事務局	平成 23 年 7 月 22 日	平成 23 年 7 月 12 日	
25	人事委員会事務局	平成 23 年 10 月 31 日	平成 23 年 7 月 12 日	書面監査
26	労働委員会事務局	平成 23 年 10 月 31 日	平成 23 年 7 月 12 日	

5 委員の除斥

議会事務局の監査については、地方自治法第 199 条の 2 の規定により、議員から選出された犬童委員，門田委員を監査執行に当たり除斥しました。

6 監査結果の概要

監査結果の概要は、次のとおりです。

	機 関 名	指摘事項・意見	付 記
1	会計管理部	<p>【指摘事項】 なし</p> <p>【意見】</p> <p>1 年ごとに自動更新される委託契約の更新に当たって、設計金額を最新の状況を反映したものとした上で、契約更新の是非を検討するよう求めたもの</p>	<p>【付記】</p> <p>ア 契約における統一的なガイドラインの策定など、適正な契約事務の推進に向けた検討を求めたもの</p> <p>イ 郵便切手類等の有効活用について、地方機関も含めた全庁分の集約及び活用を求めたもの</p>

	機 関 名	指摘事項・意見	付 記
2	危機管理監	<p>【指摘事項】 県に事務局を置く任意団体に対する自主点検がなされていなかったもの</p> <p>【意見】 なし</p>	<p>【付記】</p> <p>ア 地域防災活動の充実・強化に向けた取組を進め、県全体の地域防災力向上を図ることを求めたもの</p> <p>イ 地方機関が所掌する任意団体の事務について、定期的に指導することを求めたもの</p>
3	総務局	<p>【指摘事項】</p> <p>ア 長期未納（滞納繰越分）があるもの</p> <p>イ 郵便切手類の記録管理について、適正に行われていなかったもの</p> <p>ウ 委託契約における決裁手続に誤りのあったもの</p> <p>エ 委託契約における設計金額の算出が適正に行われていなかったもの</p> <p>【意見】</p> <p>ア 職員公舎の適正な管理について検討することを求めたもの</p> <p>イ 県に事務局を置く任意団体への自主点検が定期的実施されるよう所管部局への指導を求めたもの</p>	<p>【付記】</p> <p>歳計現金等の管理において、適切な収入支出計画に基づく有利な資金運用と効率的な管理への取組を求めたもの</p>
4	総合技術研究所	<p>【指摘事項】 なし</p> <p>【意見】 なし</p>	<p>【付記】 なし</p>
5	文書館	<p>【指摘事項】 なし</p> <p>【意見】 なし</p>	<p>【付記】 なし</p>
6	地域政策局	<p>【指摘事項】</p> <p>ア 委託契約の事務処理において、再委託の承認を行っていなかったもの</p> <p>イ 補助金の履行確認を行う検査職員の指定がされていなかったもの</p> <p>ウ 委託契約における設計金額の算出が適正に行われていなかったもの</p> <p>エ 県に事務局を置く任意団体に対する自主点検がなされていなかったもの</p> <p>【意見】 なし</p>	<p>【付記】 なし</p>
7	選挙管理委員会事務局	<p>【指摘事項】 なし</p> <p>【意見】 なし</p>	<p>【付記】 なし</p>

	機 関 名	指摘事項・意見	付 記
8	環境県民局	<p>【指摘事項】</p> <p>ア 長期未納（滞納繰越分）があるもの</p> <p>イ 委託契約における設計金額の算出が適正に行われていなかったもの</p> <p>ウ 金庫に所有者が不明な金券等が保管されていたもの</p> <p>エ 県に事務局を置く任意団体に対する自主点検がなされていなかったもの</p> <p>オ 県に事務局を置く任意団体の事務に従事する場合の旅行命令手続が適正になされていなかったもの</p> <p>【意見】</p> <p>年度当初から補助対象となる経費が発生する継続的な補助金の交付決定について、速やかな準備作業等を行うことを求めたもの</p>	【付記】 なし
9	健康福祉局	<p>【指摘事項】</p> <p>ア 長期未納（滞納繰越分）があるもの</p> <p>イ 現金受払の記録管理について、適正に行われていなかったもの</p> <p>ウ 普通財産貸付料の徴収について、収入手続が遅延していたもの</p> <p>エ 補助金の履行確認を行う検査職員の指定がされていなかったもの</p> <p>オ 県に事務局を置く任意団体に対する自主点検がなされていなかったもの</p> <p>カ 県に事務局を置く任意団体の事務に従事する場合の旅行命令手続が適正になされていなかったもの</p> <p>【意見】</p> <p>補助金の実績報告に際し、事業実績が確認できる書類の提出を求めるなど、実績確認を適切に行うことを求めたもの</p>	【付記】 社会福祉法人に対する指導監査の充実・強化について、積極的に取り組むことを求めたもの
10	商工労働局	<p>【指摘事項】</p> <p>ア 長期未納（滞納繰越分）があるもの</p> <p>イ 県に事務局を置く任意団体に対する自主点検がなされていなかったもの</p> <p>ウ 県に事務局を置く任意団体の事務に従事する場合の旅行命令手続が適正になされていなかったもの</p> <p>【意見】</p> <p>債権管理に当たって、収入状況の確認等の事務を適切に行うことを求めたもの</p>	【付記】 県立技術短期大学校において入学者増加に繋がる取組を求めたもの
11	農林水産局	<p>【指摘事項】</p> <p>ア 長期未納（滞納繰越分）があるもの</p> <p>イ 金庫の管理について、施錠されていない場所に金庫の鍵を保管していたもの</p> <p>ウ 県に事務局を置く任意団体に対する自主点検がなされていなかったもの</p> <p>【意見】</p> <p>補助金の交付事務において、要綱の規定と異なった運用を行っているものについて、規定と事務処理が乖離しないよう改善を求めたもの</p>	【付記】 なし

	機 関 名	指摘事項・意見	付 記
12	広島海区漁業調整委員会事務局	【指摘事項】 なし 【意見】 なし	【付記】 なし
13	内水面漁場管理委員会事務局	【指摘事項】 なし 【意見】 なし	【付記】 なし
14	土木局	【指摘事項】 ア 長期未納（滞納繰越分）があるもの イ 委託契約において、不適正な事務処理が行われていたもの ウ 県に事務局を置く任意団体に対する自主点検がなされていないかったもの 【意見】 不法占用の解消に向けた取組の強化と、新たな不法占用の未然防止に取り組むことを求めたもの	【付記】 なし
15	都市局	【指摘事項】 長期未納（滞納繰越分）があるもの 【意見】 なし	【付記】 なし
16	収用委員会	【指摘事項】 なし 【意見】 なし	【付記】 なし
17	企業局	【指摘事項】 長期未納（過年度分）があるもの 【意見】 土地造成事業の今後のあり方について、早急に検討することを求めたもの	【付記】 ア 契約の相手方の印紙貼付についても確認を行うなど、適切な事務処理について求めたもの イ 地方公営企業会計制度の見直しに向けた対応を求めたもの
18	病院事業局	【指摘事項】 長期未納（過年度分）があるもの 【意見】 なし	【付記】 地方公営企業会計制度の見直しに向けた対応を求めたもの
19	議会事務局	【指摘事項】 ア 委託契約における設計金額の算出が適正に行われていなかったもの イ 県に事務局を置く任意団体に対する自主点検がなされていないかったもの 【意見】 なし	【付記】 なし
20	教育委員会事務局	【指摘事項】 ア 長期未納（滞納繰越分）があるもの イ 委託契約における設計金額の算出が適正に行われていなかったもの ウ 県に事務局を置く任意団体に対する自主点検がなされていないかったもの (次頁に続く)	【付記】 なし

	機 関 名	指摘事項・意見	付 記
(20)	(教育委員会事務局)	(前頁より続く) 【意見】 ア 委託契約における実績報告において、実施確認や業務の履行確認を適切に行うことを求めたもの イ 職員公舎の適正な管理について検討することを求めたもの ウ 毒物及び劇物の管理が適正に行われるよう指導の徹底を求めたもの エ 債権回収会社を活用した収入未済解消への取組において、債権管理体制の強化を早急に検討することを求めたもの	
21	埋蔵文化財センター	【指摘事項】 なし 【意見】 なし	【付記】 なし
22	警察本部	【指摘事項】 長期未納（滞納繰越分）があるもの 【意見】 なし	【付記】 遺失物の適切な管理など、実効性のある内部統制機能の確保に向けて取り組むことを求めたもの
23	警察学校	【指摘事項】 なし 【意見】 なし	【付記】 なし
24	監査委員事務局	【指摘事項】 なし 【意見】 なし	【付記】 なし
25	人事委員会事務局	【指摘事項】 委託契約において、契約書に見積書で示された契約内容が適正に記載されていなかったもの 【意見】 なし	【付記】 なし
26	労働委員会事務局	【指摘事項】 なし 【意見】 なし	【付記】 なし

7 所管局等別の任意団体の事務処理に係る監査結果について

所管局等別の任意団体の事務処理に係る監査結果の概要は、次のとおりです。

	所管局等名称	指摘事項・意見	付 記
1	危機管理監	<p>【指摘事項】</p> <p>ア 県に事務局を置く任意団体の事務において、財務関係規程等が整備されていなかったもの</p> <p>イ 県に事務局を置く任意団体の事務において、出納簿が作成されていなかったもの</p> <p>【意見】 なし</p>	【付記】 なし
2	地域政策局	<p>【指摘事項】</p> <p>ア 県に事務局を置く任意団体の事務において、支出手続を行った際の事後確認がなされていなかったもの</p> <p>イ 県に事務局を置く任意団体の事務において、現金出納簿が作成されていなかったもの</p> <p>ウ 県に事務局を置く任意団体の事務において、預貯金通帳と届出印の管理が適正になされていなかったもの</p> <p>【意見】 なし</p>	【付記】 なし
3	環境県民局	<p>【指摘事項】</p> <p>ア 県に事務局を置く任意団体の事務において、財務関係規程等が整備されていなかったもの</p> <p>イ 県に事務局を置く任意団体の事務において、出納簿が作成されていなかったもの</p> <p>ウ 県に事務局を置く任意団体の事務において、収入調書等が作成されていなかったもの</p> <p>エ 県に事務局を置く任意団体の事務において、支出手続を行った際の事後確認がなされていなかったもの</p> <p>オ 県に事務局を置く任意団体の事務において、預貯金通帳と届出印の管理が適正になされていなかったもの</p> <p>カ 県に事務局を置く任意団体の事務において、郵便切手類の管理が適正になされていなかったもの</p> <p>【意見】 なし</p>	【付記】 なし
4	健康福祉局	<p>【指摘事項】</p> <p>ア 県に事務局を置く任意団体の事務において、財務関係規程等が整備されていなかったもの</p> <p>イ 県に事務局を置く任意団体の事務において、支出手続を行った際の事後確認がなされていなかったもの</p> <p>【意見】 なし</p>	【付記】 なし

	所管局等名称	指摘事項・意見	付 記
5	商工労働局	<p>【指摘事項】</p> <p>ア 県に事務局を置く任意団体の事務において、財務関係規程等が整備されていなかったもの</p> <p>イ 県に事務局を置く任意団体の事務において、収入調書等が作成されていなかったもの</p> <p>ウ 県に事務局を置く任意団体の事務において、支出手続を行った際の事後確認がなされていなかったもの</p> <p>エ 県に事務局を置く任意団体の事務において、預貯金通帳と届出印の管理が適正になされていなかったもの</p> <p>【意見】 なし</p>	【付記】 なし
6	農林水産局	<p>【指摘事項】 なし</p> <p>【意見】 なし</p>	【付記】 なし
7	土木局	<p>【指摘事項】</p> <p>ア 県に事務局を置く任意団体の事務において、財務関係規程等が整備されていなかったもの</p> <p>イ 県に事務局を置く任意団体の事務において、支出手続を行った際の事後確認がなされていなかったもの</p> <p>ウ 県に事務局を置く任意団体の事務において、預貯金通帳と届出印の管理が適正になされていなかったもの</p> <p>【意見】 なし</p>	【付記】 なし
8	議会事務局	<p>【指摘事項】</p> <p>ア 県に事務局を置く任意団体の事務において、財務関係規程等が整備されていなかったもの</p> <p>イ 県に事務局を置く任意団体の事務において、現金出納簿が作成されていなかったもの</p> <p>【意見】 なし</p>	【付記】 なし
9	教育委員会事務局	<p>【指摘事項】</p> <p>ア 県に事務局を置く任意団体の事務において、財務関係規程等が整備されていなかったもの</p> <p>イ 県に事務局を置く任意団体の事務において、収入調書等が作成されていなかったもの</p> <p>ウ 県に事務局を置く任意団体の事務において、支出手続を行った際の事後確認がなされていなかったもの</p> <p>エ 県に事務局を置く任意団体の事務において、預貯金通帳と届出印の管理が適正になされていなかったもの</p> <p>オ 県に事務局を置く任意団体の事務において、郵便切手類の管理が適正になされていなかったもの</p> <p>【意見】 なし</p>	【付記】 なし

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりです。

1 会計管理部

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 現金・物品の出納及び保管に関する事務
会計・物品事務の指導，監督及び企画調整に関する事務
支出命令等の審査，会計検査に関する事務
決算の調製に関する事務
契約事務の企画立案及び指導に関する事務（建設工事に係るものを除く）
総務事務の集中処理に関する事務

イ 組織体制

3課 12グループ 69人

（平成23年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

課名	会計総務課，審査指導課，総務事務課

ウ 主な施策（平成22年度）

- 証紙制度の見直し
新財務会計システムへの移行業務
会計事務の適正化・効率化の推進
物品調達事務の適正化・効率化の推進

(2) 監査の結果

【意見】

委託契約における設計金額の積算について

次の委託契約について、自動更新条項に基づき、平成18年度から委託期間が更新されているが、過去に算出した積算単価が継続して用いられている。

契約の更新に当たっては、最新の単価などを用いて適切な設計金額を算出した上で、毎年、その是非を検討する必要がある。（会計総務課）

- ・電磁的データ作成業務委託契約

(3) 付記

ア 適正な契約事務の推進について

近年、県の契約方法として、民間企業等からの提案内容を審査して受託者を決定する随意契約（プロポーザル方式）が導入されているが、参加者が1者であるなど、競争性が損なわれているのではないかとと思われるケースも見受けられ、審査の方法（審査委員の選定方法等）も各所属において様々である。

こうしたことから、プロポーザル方式による契約の実態を調査し、委託契約の競争性や透明性等が図られるよう、一般競争入札や指名競争入札等と同様に、統一的な事務処理のガイドラインを策定していただきたい。

また、入札や随意契約において落札率が著しく低いものも散見され、契約における品質の確保が懸念されるところである。

施設管理業務については、昨年度、財産管理課において、落札率の低かった受託業者からその背景や原因を聴取し、今後検討すべき課題の整理等を行っているが、それ以外の委託契約においても、低入札の場合の品質の確保に向け、履行確認方法を検討するなど、適正な契約事務の推進に向けた取組を行っていただきたい。（会計総務課）

イ 物品（郵便切手類等）の有効活用について

本庁各所属において、1年間使用されていない郵便切手類、有料道路通行券、バス回数券、市内電車回数券、テレホンカード及びバスカードが合計224,690円あった。

こうした郵便切手類等で、今後も使用する予定がないものについては、地方機関を含めた全庁分の集約を行い、必要に応じて、換金や支払いの手段に換えるなど、活用の推進を図っていただきたい。（総務事務課）

2 危機管理監

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 危機管理の総合調整に関する事務
消防及び高圧ガス等の取締りに関する事務

イ 組織体制 2課53人（平成23年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

課名	危機管理課，消防保安課
----	-------------

ウ 主な施策（平成22年度）

防災・危機管理体制の強化
消防・保安体制の充実

エ 重点監査項目

県に事務局を置く任意団体の事務処理について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

県における任意団体の点検について〔第3 参考資料 参照〕

次の任意団体に対して、所管部局（任意団体事務局の運営に関与していない者）による財務、経理事務等に係る自主点検（検査）が行われていなかった。

県が当該団体に負担金等を交付し、また、県職員が当該団体の事務に従事していることから、県として、事業の実施状況や会計処理などの点検（検査）を定期的に行うよう努められたい。

所管課	任意団体
危機管理課	広島県防災ヘリコプター運航連絡協議会

(3) 付記

ア 地域防災力の向上について

東日本大震災によるかつてない災害を契機として「自助・共助・公助」の各役割、とりわけ、身近な地域コミュニティにおける「共助」の果たす役割の重要性が改めて認識されたところである。

本県においても自主防災組織の設立やひろしま防災リーダーの育成などに取り組まれているところであるが、自主防災組織率は76.4%（平成23年4月1日における速報値）と全国平均並みに上昇しているものの、市町ごとの組織率には依然として大きな差があり、また、人口に占める防災士の割合も、全国で43位という状況にある。

このため、引き続き、市町などと連携して、自主防災組織率の向上や各地域において防災の核となる人材の育成・確保に努めるとともに、活動の充実・強化に向けた取組みを進め、県全体として地域防災力の向上を図っていただきたい。（消防保安課）

ひろしま防災リーダー：防災に関する専門的知識・技能を有する者として、本県が独自に認定するもの
防災士：研修及び資格試験を経て、特定非営利活動法人日本防災士機構が認定する資格

イ 地方機関の所掌する任意団体の事務の指導について

危機管理監の所管する地方機関において、市町などの負担金を財源とする任意団体の事務が業務として所掌されている。県費は含まれていないものの、けん制機能確保の観点から、地方機関の所掌する任意団体の事務については、事業の実施や経理の状況などを定期的に指導していただきたい。(消防保安課)

(4) 所管する任意団体の事務処理に係る監査結果について〔第3 参考資料 参照〕

重点監査を実施した任意団体の事務処理について、次のとおり不適正な事例が見受けられた。当該団体に対して、適正な事務処理を行うよう指導されたい。

【指摘事項】

ア 財務関係規程等の整備について

金銭の出納に関する手続・処理方法などを定めた財務関係規程及び意思決定の手続などを定めた決裁関係規程が整備されていない任意団体があった。

これら基本的事項を定めた財務関係規程等を整備し、適正な事務処理に努められたい。

所 管 課	任意団体
危機管理課	広島県防災ヘリコプター運航連絡協議会

イ 出納簿の作成について

出納状況を管理するための出納簿が作成されていない任意団体があった。適正な事務処理に努められたい。

所 管 課	任意団体
危機管理課	広島県防災ヘリコプター運航連絡協議会

3 総務局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 職員の進退及び身分に関する事務
議会及び県の行政一般に関する事務
県の予算、税その他の財務に関する事務
条例等の審査その他他局の主管に属しない事務

イ 組織体制 14 課 2 チーム 352 人

(平成 23 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

課 名	総務課，秘書課，人事課，行政管理課，福利課，財政課，財産管理課，営繕課，税務課，戦略企画チーム，戦略推進課，分権改革課，総合特区計画プロジェクト・チーム，広報課，統計課，研究開発課
-----	--

ウ 主な施策 (平成 22 年度)

- 県政の基本的事項の企画及び総合的推進
産業活動を支える基盤の強化
広域・国際交流圏の形成
地域協働の仕組みづくり
広島型分権改革の推進
新しい行政運営体制の確立

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生未然防止に努められたい。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [平成22年度決算額]	参考 前回監査時 [平成21年度決算額]
1 かし担保による損害賠償請求金 (財産管理課)	1人 1,412,000円	1人 1,412,000円
2 県たばこ税(税務課)	7人 73,510円	0人 0円
3 県たばこ税不申告加算金(税務 課)	3人 5,000円	0人 0円
4 広報誌購読料(広報課)	1人 1,700円	1人 1,700円

イ 出納簿等の記録管理について

平成23年度の郵便切手及び乗車船券に係る郵便切手類使用簿が作成されていなかった。

また、平成22年度のバスカード使用簿に返却確認印の押印漏れや、平成22年度の現金出納簿に記入誤りがあつた。適正な事務処理に努められたい。(広報課)

・根拠 広島県物品管理規則第41条及び第42条

ウ 委託契約における決裁手続について

次の委託契約において、契約締結伺いを作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。(戦略推進課)

契約名	人口減少・少子高齢化が広島県の経済に与える影響等調査業務委託契約 (平成22年度)
根 拠	広島県決裁規程第3条 支出マニュアル(平成20年10月会計管理部審査指導課)第4 委託・役務業務契約事務の手引き(第2版)1(平成22年4月1日)

エ 委託契約における設計金額の算出について

次の委託契約の設計金額の算出において、1者からの参考見積額の聞き取りによって算出しており、積算内容も明確になっていなかった。適正な事務処理に努められたい。(人事課)

契約名	広島県人事評価制度等診断業務委託契約(平成22年度)
根 拠	委託・役務業務契約事務の手引き(第2版)3(3)(平成22年4月1日)

【意見】

ア 職員公舎の適正管理について

平成23年4月現在の職員公舎の入居率は65.2%であるが、前年度と比べて0.8ポイント低下しており、効率的な活用がされているとは言えない状況にある。立地条件や老朽化等により入居率の好転が見込めない公舎については、公有財産の有効活用の観点から廃止等を検討するなど、職員公舎のあり方について検討する必要がある。(財産管理課)

イ 任意団体に対する指導監督について〔第3 参考資料 参照〕

今回の監査において、「第3 参考資料」に記載のとおり、不適正な事務処理事例が見受けられた。

また、任意団体が整備しておくべき規程類や帳簿類、さらには適正な会計処理の進め方など掘りどころとすべき指針等が存在しないため、それぞれの任意団体の実態は様々であった。

こうしたことから、任意団体の所管部局を指導する総務局においては、今回の監査を通じて明らかになった改善事項を反映させた統一的な指針等を示すなど、県同様に、会計処理の正確性や透明性の確保を図る必要がある。

また、任意団体を所管する部局に対して、事業の実施状況や会計処理などの点検（検査）を定期的に行うよう改めて指導・監督する必要がある。（行政管理課）

（３）付 記

公金の効率的な資金管理について

歳計現金等の管理において、収入支出計画の計上誤りにより、一時借入れが行われていた。適切な収入支出計画を作成し、これに基づいた資金運用可能額を算出した上で、歳計現金等の有利な資金運用と、効率的な管理に取り組んでいただきたい。（財政課）

4 総合技術研究所

（１）機関の概要

- ア 主な業務 産業技術並びに保健及び環境に関する総合的な試験研究並びにその成果の技術移転
- イ 所在地 広島市中区基町 10 番 52 号
- ウ 組織体制 1 部（企画部）
- エ 職員数 7 人（平成 23 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）

（２）監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

5 文書館

（１）機関の概要

- ア 主な業務 県に関する歴史的資料として重要な行政文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）の収集、整理及び保存に関する事務
文書等の利用に関する事務
文書等の調査及び研究に関する事務
文書等についての専門的な知識の普及啓発
- イ 所在地 広島市中区千田町三丁目 7 番 47 号
- ウ 職員数 9 人（4 人）〔平成 23 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計。（ ）内は非常勤職員の数〕

エ 主な事業実績（平成 22 年度）

- 重要な行政文書等の収集・整理・保存・管理（平成 23 年 4 月 1 日現在）
行政文書約 49,000 冊，行政資料約 91,000 冊，古文書約 235,000 点
マイクロフィルム約 236 万コマ，複製資料約 40,000 冊，図書約 21,000 冊
- 利用状況

（単位：人）

来館者数	資料閲覧	利用相談	講座等	見学	展示閲覧
5,110	1,177	332	2,299	32	1,270

（２）監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

6 地域政策局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 地域振興及び中山間地域対策の推進及び総合調整に関する事項
市町その他公共団体の自治の振興に関する事項
- イ 組織体制 4課1チーム108人(平成23年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

課名	地域政策課, 過疎・地域振興課, 市町行財政課, 海の道プロジェクト・チーム, 国際課
----	---

ウ 主な施策(平成22年度)

中枢・中核都市圏の高次都市機能の強化
身近に情報通信技術を活用できる仕組みづくり, 電子自治体の推進
過疎対策の推進, 交流定住の促進, 圏域内の交流を支える交通基盤の強化
基礎自治体の自立へ向けた取組への支援
観光産業の振興, 県境を越えた広域的な交流・連携の強化, 広島県の新たな魅力の創出と発信
多文化共生社会づくり, 国際交流・平和貢献の推進

エ 重点監査項目

県に事務局を置く任意団体の事務処理について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 委託契約における再委託の承認手続について

次の委託契約において, 契約書に定める再委託に係る承認手続を行っていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(海の道プロジェクト・チーム)

契約名	・広島県「瀬戸内 海の道構想」市場動向調査業務委託契約(平成22年度) ・「瀬戸内 海の道構想」デザイン・印刷等業務委託契約(平成22年度)
根拠	広島県契約規則第6条

イ 補助金における検査職員の指定について

次の補助金において, 検査職員が指定されていなかった。適正な事務処理に努められたい。(過疎・地域振興課)

補助金名	過疎地域の未来創造支援事業補助金(平成22年度)
根拠	支出マニュアル(平成20年10月会計管理部審査指導課) 第7 3(2)

ウ 委託契約における設計金額の算出について

次の委託契約の設計金額の一部の算出において, 参考見積書などを徴取せず, 算出根拠が明確でないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(海の道プロジェクト・チーム)

契約名	「尾道系崎港西御所地区にぎわい創出空間の整備に関する基本構想」策定支援業務委託契約(平成22年度)
根拠	委託・役務業務契約の手引き(第2版) 3(3)(平成22年4月1日)

エ 県における任意団体の点検について〔第3 参考資料 参照〕

次の任意団体に対して, 所管部局(任意団体事務局の運営に関与していない者)による財務, 経理事務等に係る自主点検(検査)が行われていなかった。

県が当該団体に負担金等を交付し、また、県職員が当該団体の事務に従事していることから、県として、事業の実施状況や会計処理などの点検（検査）を定期的に行うよう努められたい。

所 管 課	任意団体
国際課	ひろしま平和貢献ネットワーク協議会
	広島県日中親善協会

(3) 所管する任意団体の事務処理に係る監査結果について〔第3 参考資料 参照〕

重点監査を実施した任意団体の事務処理について、次のとおり不適正な事例が見受けられた。当該団体に対して、適正な事務処理を行うよう指導されたい。

【指摘事項】

ア 支出事務における事後の確認について

支出の手続を行った際に、現にその支出が適正に行われたかどうかの確認について、書面により記録されていない任意団体があった。

支出調書等に証拠書類の写しを添付した上で、担当者以外の者が支出の事実について確認印を押印するなど、適正な事務処理に努められたい。

所 管 課	任意団体
国際課	ひろしま平和貢献ネットワーク協議会
	広島県日中親善協会

イ 現金の管理について

常時、手許現金を保有している任意団体において、現金出納簿が作成されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

所 管 課	任意団体
国際課	広島県日中親善協会

ウ 預貯金通帳と届出印の管理について

預貯金通帳及びその届出印について、同一人物や同一場所により管理している任意団体があった。

預貯金通帳及びその届出印の管理者を別人物とし、それぞれ鍵の掛かる別の場所に保管し、内部けん制機能を発揮させるなど、適正な事務処理に努められたい。

所 管 課	任意団体
国際課	ひろしま平和貢献ネットワーク協議会

7 選挙管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委 員 4人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 参議院議員，衆議院議員，県議会議員，県知事等の選挙の執行に関する事務

明るい選挙の推進に関する事務

政治資金に関する事務

政党助成に関する事務

(イ) 組織体制 4人（平成23年4月1日現在の常勤職員数で併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

8 環境県民局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県民生活に関する事務
 県民文化に関する事務
 生活環境及び自然環境の保全に関する事務

- イ 組織体制 11 課 181 人（平成 23 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

課 名	環境県民総務課，文化芸術課，消費生活課，人権男女共同参画課，県民活動課，学事課，環境政策課，環境保全課，自然環境課，循環型社会課，産業廃棄物対策課
-----	---

- ウ 主な施策（平成 22 年度）

- 私学教育の振興
 高等教育機能の向上
 青少年の健全育成と若者の自立支援
 文化・芸術の振興
 人として互いに尊重する社会づくり
 男女共同参画社会づくり
 地球温暖化の防止
 地域環境の保全
 自然環境の保全と活用
 循環型社会の構築
 暮らしの安心の確保

エ 重点監査項目

県に事務局を置く任意団体の事務処理について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

- ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収の促進に努められたい。

区 分		長期未納（滞納繰越分） [平成 22 年度決算額]	参考 前回監査時 [平成 21 年度決算額]
1	大学使用料〔授業料，施設費〕（学事課）	2 人 1,644,607 円	2 人 1,714,607 円
2	雑収入〔住民訴訟に係る訴訟費用収入金〕（環境政策課）	15 人 1,401,803 円	15 人 1,651,803 円

（注）大学使用料の長期未納については，県立広島大学が公立大学法人になる以前の債権である。

- イ 委託契約における設計金額の積算について

次の委託契約の設計金額の算出において，参考見積書を 1 者からしか徴取していなかった。設計金額を積算する際に参考見積書を利用するときは，複数の者からこれを徴取して，適正な設計金額の積算に努められたい。

契約名	人権啓発ラジオコーナー制作・放送業務（平成 22 年度）（人権男女共同参画課）
	ひろしま平和発信コンサート構想（仮称）策定業務（平成 23 年度）（文化芸術課）
根 拠	委託・役務業務契約事務の手引き（第 2 版）3（3）（平成 22 年 4 月 1 日）

ウ 金券等の管理について

金庫に、所有者が明確でないバスカードや路面電車の回数券が保管されていた。適正な管理に努められたい。(文化芸術課)

エ 県における任意団体の点検について〔第3 参考資料 参照〕

次の任意団体に対して、所管部局(任意団体事務局の運営に関与していない者)による財務、経理事務等に係る自主点検(検査)が行われていなかった。

県が当該団体に負担金等を交付し、また、県職員が当該団体の事務に従事していることから県として、事業の実施状況や会計処理などの点検(検査)を定期的に行うよう努められたい。

所 管 課	任意団体
文化芸術課	ひろしま夏の芸術祭実行委員会
	けんみん文化祭ひろしま実行委員会
県民活動課	国際交流ユース in HIROSHIMA 実行委員会
環境政策課	ひろしま地球環境フォーラム
	「環境の日」ひろしま大会実行委員会
自然環境課	広島県ツキノワグマ対策協議会
	アルゼンチンアリ対策広域行政協議会

オ 職務命令による事務従事の旅行命令について

県職員が職務命令によって任意団体の事務を行い、当該団体から旅費が支給される場合においても、県の旅行命令簿等を作成する必要があるが、その手続が行われていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

所 管 課	任意団体
文化芸術課	けんみん文化祭ひろしま実行委員会

・根拠 職員の旅費に関する条例第4条第1項及び第4項

【意見】

補助金の交付決定と事業着手の時期について

次の補助金交付事業において、4月1日から事業に着手しているが、補助金の申請期限を5月下旬としていたため、交付決定が6月中旬以降となっていた。継続的な補助金であり、年度当初から経費が発生することが予定される事業であるため、交付決定と事業着手の時期が乖離することがないよう、当初予算の成立以後、速やかに交付決定に向けた準備作業を開始する必要がある。(循環型社会課)

・地域廃棄物対策支援事業補助金(平成22年度)

(3) 所管する任意団体の事務処理に係る監査結果について〔第3 参考資料 参照〕

重点監査を実施した任意団体の事務処理について、次のとおり不適正な事例が見受けられた。当該団体に対して、適正な事務処理を行うよう指導されたい。

【指摘事項】

ア 財務関係規程等の整備について

金銭の出納に関する手続・処理方法などを定めた財務関係規程及び意思決定の手続などを定めた決裁関係規程が整備されていない任意団体があった。

これら基本的事項を定めた財務関係規程等を整備し、適正な事務処理に努められたい。

所管課	任意団体
環境政策課	ひろしま地球環境フォーラム
	「環境の日」ひろしま大会実行委員会
自然環境課	広島県ツキノワグマ対策協議会

イ 出納簿の作成について

出納状況を管理するための出納簿が作成されていない任意団体があった。適正な事務処理に努められたい。

所管課	任意団体
自然環境課	アルゼンチンアリ対策広域行政協議会

ウ 収入調書等の作成について

収入の際に、収入調書等が作成されていない任意団体があった。適正な事務処理に努められたい。

所管課	任意団体
環境政策課	ひろしま地球環境フォーラム
	「環境の日」ひろしま大会実行委員会
自然環境課	広島県ツキノワグマ対策協議会
	アルゼンチンアリ対策広域行政協議会

エ 支出事務における事後の確認について

支出の手続を行った際に、現にその支出が適正に行われたかどうかの確認について、書面により記録されていない任意団体があった。

支出調書等に証拠書類の写しを添付した上で、担当者以外の者が支出の事実について確認印を押印するなど、適正な事務処理に努められたい。

所管課	任意団体
県民活動課	国際交流ユース in HIROSHIMA 実行委員会
環境政策課	ひろしま地球環境フォーラム
自然環境課	広島県ツキノワグマ対策協議会
	アルゼンチンアリ対策広域行政協議会

オ 預貯金通帳と届出印の管理について

預貯金通帳及びその届出印について、施錠できない事務機の引出しに保管している任意団体があった。

また、預貯金通帳及びその届出印を同一人物や同一場所により管理している任意団体があった。

預貯金通帳及びその届出印の管理者を別人物とし、それぞれ鍵の掛かる別の場所に保管し、内部けん制機能を発揮させるなど、適正な事務処理に努められたい。

(ア) 預貯金通帳と届出印を施錠できない場所に保管していた任意団体

所管課	任意団体
県民活動課	国際交流コース in HIROSHIMA 実行委員会

(イ) 同一人物(同一場所)で管理している任意団体

所管課	任意団体
県民活動課	国際交流コース in HIROSHIMA 実行委員会
環境政策課	ひろしま地球環境フォーラム
	「環境の日」ひろしま大会実行委員会

カ 郵便切手類の管理について

郵便切手類について、施錠できない事務機の引出しに保管している任意団体があった。

また、郵便切手使用簿を備え付けていない任意団体があった。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 施錠できない事務機の引き出しにパスピーを保管していた任意団体

所管課	任意団体
県民活動課	国際交流コース in HIROSHIMA 実行委員会

(イ) 郵便切手使用簿を備え付けていなかった任意団体

所管課	任意団体
環境政策課	「環境の日」ひろしま大会実行委員会

9 健康福祉局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 社会福祉に関する事務

保健衛生に関する事務

高齢者・障害者支援，児童福祉に関する事務

社会保障に関する事務

イ 組織体制 15課 291人(平成23年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

課名	
	健康福祉総務課，こども家庭課，被爆者支援課，医務課，医療政策課，がん対策課，医療保険課，健康対策課，食品生活衛生課，薬務課，地域福祉課，社会援護課，障害者支援課，高齢者支援課，介護保険課

ウ 主な施策(平成22年度)

子育て支援体制の充実，小児・母子医療体制の確保

質が高く効率的な地域医療体制の確保

シニア世代が活躍する社会づくり

障害者の自立できる環境づくり

福祉・介護サービスの質の向上

食の安全・安心の確保

健康危機管理体制の確保

エ 重点監査項目

県に事務局を置く任意団体の事務処理について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生 of 未然防止に努められたい。

区 分		長期未納(滞納繰越分) [平成22年度決算額]		参考 前回監査時 [平成21年度決算額]	
1	通勤手当に係る返戻金 (健康福祉総務課)	1人	26,000円	1人	35,676円
2	児童扶養手当に係る戻入金及び 返還金(こども家庭課)	44人	9,356,642円	54人	11,660,352円
3	母子・寡婦福祉資金に係る貸付金 元利収入(こども家庭課)	1人	1,150,624円	2人	1,364,656円
4	原爆被爆者諸手当に係る戻入金 及び返還金(被爆者対策課)	3人	1,893,690円	3人	906,600円
5	看護師等修学資金貸付金償還金 (医務課)	1人	146,000円	2人	254,000円
6	高齢者住宅整備資金貸付金元利 収入(地域福祉課)	7人	3,738,495円	7人	3,738,495円
7	高齢者住宅整備資金に係る違約 金及び延納利息(地域福祉課)	24人	15,590,340円	25人	16,253,200円
8	介護福祉士修学資金貸付金償還 金(地域福祉課)	1人	94,000円	1人	112,000円
9	介護福祉士修学資金に係る違約 金及び延納利息(地域福祉課)	1人	110,300円	1人	59,400円
10	障害者住宅整備資金貸付金償還 金元利収入(障害者支援課)	25人	28,818,220円	26人	29,226,630円
11	障害者住宅整備資金に係る違約 金及び延納利息(障害者支援課)	34人	14,989,225円	34人	9,395,125円
12	心身障害者扶養共済事業負担金 (障害者支援課)	176人	21,012,790円	210人	22,506,010円
13	心身障害者扶養共済年金に係る 戻入金及び返還金(障害者支援 課)	2人	620,000円	2人	620,000円

イ 現金の管理について

常時の資金前渡により現金を管理しているが、現金の受払いについて現金出納簿に記載していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(健康福祉総務課)

・根拠 広島県会計規則第84条

支出マニュアル(平成20年10月会計管理部審査指導課) 第2 2(1)

ウ 普通財産貸付料の徴収について

普通財産貸付料(土地使用料)の徴収について、収入手続が遅延しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(高齢者支援課)

・平成23年度 1件 6,000円

・根拠 不動産貸付要領第5の3

エ 補助金における検査職員の指定について

次の補助金において、検査職員が指定されていなかった。適正な事務処理に努められたい。(医療政策課)

補助金名	広島県医療施設等施設整備費補助金（平成 22 年度）
根 拠	支出マニュアル(平成 20 年 10 月会計管理部審査指導課) 第 7 3(2)

オ 県における任意団体の点検について〔第 3 参考資料 参照〕

次の任意団体に対して、所管部局（任意団体事務局の運営に関与していない者）による財務、経理事務等に係る自主点検（検査）が行われていなかった。

県が当該団体に負担金等を交付し、また、県職員が当該団体の事務に従事していることから、県として、事業の実施状況や会計処理などの点検（検査）を定期的に行うよう努められたい。

所 管 課	任 意 団 体
被爆者支援課	放射線被曝者医療国際協力推進協議会
健康対策課	ひろしま食育・健康づくり実行委員会
	ひろしま健康づくり県民運動推進会議
高齢者支援課	広島県プラチナ世代支援協議会

カ 職務命令による事務従事の旅行命令について〔第 3 参考資料 参照〕

県職員が職務命令によって任意団体の事務を行い、当該団体から旅費が支給される場合においても、県の旅行命令簿等を作成する必要があるが、その手続が行われていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

所 管 課	任 意 団 体
健康対策課	ひろしま健康づくり県民運動推進会議

・根拠 職員の旅費に関する条例第 4 条第 1 項及び第 4 項

【意 見】

補助金の実績確認について

次の補助金交付事務において、提出された実績報告書に基づいて補助額を確定しているが、報告された実績額について確認が十分に行われていなかった。

補助金の額の確定に当たっては、実績額が確認できる書類の提示等を求めて照合を行うなど、実績確認の適正化に努める必要がある。（医療政策課）

・平成 22 年度広島県骨髄バンク等普及啓発事業費補助金

(3) 付 記

社会福祉法人への指導について

県が実施している社会福祉法人への指導監査において、指摘件数及び指摘率が、平成 21 年度は 55 件、64%であったが、平成 22 年度は 75 件、85%と上昇している。指摘の内容も、理事会等において議決を要する事項の審議がなされていないなど、内部統制上問題がある事項が多く、また、今年 8 月には保育所運営費の不正経理事例が明らかになったところである。

今後の社会福祉法人に対する指導については、こうしたことを踏まえた上で、県の指導監査業務の充実・強化、法人運営業務に対する県の支援、法人運営の透明性の確保などについて、積極的に取り組んでいただきたい。（地域福祉課）

(4) 所管する任意団体の事務処理に係る監査結果について〔第 3 参考資料 参照〕

重点監査を実施した任意団体の事務処理について、次のとおり不適正な事例が見受けられた。当該団体に対して、適正な事務処理を行うよう指導されたい。

【指摘事項】

ア 財務関係規程等の整備について

金銭の出納に関する手続・処理方法などを定めた財務関係規程及び意思決定の手続などを定めた決裁関係規程が整備されていない任意団体があった。

これら基本的事項を定めた財務関係規程等を整備し、適正な事務処理に努められたい。

所管課	任意団体
被爆者支援課	放射線被曝者医療国際協力推進協議会

イ 支出事務における事後の確認について

支出の手続を行った際に、現にその支出が適正に行われたかどうかの確認について、書面により記録されていない任意団体があった。

支出調書等に証拠書類の写しを添付した上で、担当者以外の者が支出の事実について確認印を押印するなど、適正な事務処理に努められたい。

所管課	任意団体
被爆者支援課	放射線被曝者医療国際協力推進協議会
健康対策課	ひろしま食育・健康づくり実行委員会
高齢者支援課	広島県プラチナ世代支援協議会

10 商工労働局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務

商業，工業及び観光に関する事務
物資（農林水産物資を除く）の流通に関する事務
労働に関する事務

イ 組織体制

10課2プロジェクトチーム
179人（平成23年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

課名	
	商工労働総務課（東部産業支援担当）、雇用労働政策課、職業能力開発課、雇用基金特別対策プロジェクトチーム、産業政策課、産業人材課、次世代産業課、産業革新プロジェクトチーム、経営革新課、県内投資促進課、海外ビジネス課、観光課

ウ 主な施策（平成22年度）

産業を支える人づくり
新たな産業づくり
基幹産業の持続的発展
産業活動を支える基盤の強化
広域自立生活圏の形成

エ 重点監査項目

県に事務局を置く任意団体の事務処理について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生未然防止に努められたい。

区分		長期未納（滞納繰越分） [平成22年度決算額]		参考 前回監査時 [平成21年度決算額]	
1	行政財産使用料 （産業政策課）	1人	2,655,430円	1人	2,850,430円

区 分		長期未納（滞納繰越分） 〔平成 22 年度決算額〕	参考 前回監査時 〔平成 21 年度決算額〕
2	高度化資金に係る貸付金元利収入（経営革新課）	10 人 1,381,796,661 円	11 人 1,430,184,461 円
3	高度化資金に係る違約金（経営革新課）	1 人 2,145,000 円	1 人 7,495,000 円
4	設備近代化資金に係る貸付金元利収入（経営革新課）	9 人 52,170,622 円	13 人 61,434,622 円
5	設備近代化資金に係る違約金（経営革新課）	6 人 4,576,300 円	9 人 6,397,800 円
6	広島県工場及び試験研究施設等立地促進助成金返還金（県内投資促進課）	1 人 22,403,600 円	1 人 23,603,600 円

イ 県における任意団体の点検について〔第 3 参考資料 参照〕

次の任意団体に対して、所管部局（任意団体事務局の運営に関与していない者）による財務、経理事務等に係る自主点検（検査）が行われていなかった。

県が当該団体に負担金等を交付し、また、県職員が当該団体の事務に従事していることから、県として、事業の実施状況や会計処理などの点検（検査）を定期的に行うよう努められたい。

所 管 課	任意団体
雇用労働政策課	広島県労働協会
産業政策課	広島県東京アンテナショップ協議会
	21 ひろしま県内製品愛用運動推進協議会
次世代産業課	ひろしま RT イノベーションフォーラム
観光課	広島・宮島観光誘客促進協議会
	広島県サイクルトレイン実行委員会
	瀬戸内国際観光テーマ地区推進協議会
	広島県国際観光テーマ地区推進協議会
県内投資促進課	広島県企業立地推進協議会

ウ 職務命令による事務従事の旅行命令について〔第 3 参考資料 参照〕

県職員が職務命令によって任意団体の事務を行い、当該団体から旅費が支給される場合においても、県の旅行命令簿等を作成する必要があるが、その手続が行われていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

所 管 課	任意団体
観光課	広島県国際観光テーマ地区推進協議会

・根拠 職員の旅費に関する条例第 4 条第 1 項及び第 4 項

【意 見】

債権管理事務について

計量検定弁償金の債権管理事務において、収入状況の確認から督促に至る事務が適切に行われておらず、滞納繰越となったものがあった。

債権の管理に当たっては、常に収入の状況を把握し、未納が発生した場合には、速やかに適切な措置が取られるよう、組織的に取り組む必要がある。（産業政策課）

(3) 付 記

県立技術短期大学校における入学者の確保について

県立技術短期大学校における入学者数については、平成 22 年度の充足率は 100%であったものの、平成 23 年度の充足率は生産技術科が 75.0%、制御技術科が 45.0%と、二つの学科とも入校者数が定員に達しなかった。

県立技術短期大学校は、本県の「ものづくり」を支える人材を育成する重要な役割を担う機関であることから、充足率低下の原因分析等を行うとともに適切な対応策を講じるなど、入学者数の増加に繋がる取組を進めていただきたい。(職業能力開発課)

(4) 所管する任意団体の事務処理に係る監査結果について〔第3 参考資料 参照〕

重点監査を実施した任意団体の事務処理について、次のとおり不適正な事例が見受けられた。当該団体に対して、適正な事務処理を行うよう指導されたい。

【指摘事項】

ア 財務関係規程等の整備について

金銭の出納に関する手続・処理方法などを定めた財務関係規程及び意思決定の手続などを定めた決裁関係規程が整備されていない任意団体があった。

これら基本的事項を定めた財務関係規程等を整備し、適正な事務処理に努められたい。

所 管 課	任意団体
観光課	広島・宮島観光誘客促進協議会
	広島県サイクルトレイン実行委員会

イ 収入調書等の作成について

収入の際に、収入調書等が作成されていない任意団体があった。適正な事務処理に努められたい。

所 管 課	任意団体
観光課	瀬戸内国際観光テーマ地区推進協議会
	広島県国際観光テーマ地区推進協議会
県内投資促進課	広島県企業立地推進協議会

ウ 支出事務における事後の確認について

支出の手続を行った際に、現にその支出が適正に行われたかどうかの確認について、書面により記録されていない任意団体があった。

支出調書等に証拠書類の写しを添付した上で、担当者以外の者が支出の事実について確認印を押印するなど、適正な事務処理に努められたい。

所 管 課	任意団体
産業政策課	広島県東京アンテナショップ協議会
観光課	広島・宮島観光誘客促進協議会
	広島県サイクルトレイン実行委員会
	瀬戸内国際観光テーマ地区推進協議会
	広島県国際観光テーマ地区推進協議会
県内投資促進課	広島県企業立地推進協議会

エ 預貯金通帳と届出印の管理について

預貯金通帳及びその届出印について、同一人物や同一場所により管理している任意団体があった。

預貯金通帳及びその届出印の管理者を別人物とし、それぞれ鍵の掛かる別の場所に保管し、内部けん制機能を発揮させるなど、適正な事務処理に努められたい。

所 管 課	任意団体
産業政策課	広島県東京アンテナショップ協議会
	21ひろしま県内製品愛用運動推進協議会
観光課	広島・宮島観光誘客促進協議会
	広島県サイクルトレイン実行委員会
	瀬戸内国際観光テーマ地区推進協議会
県内投資促進課	広島県国際観光テーマ地区推進協議会

11 農林水産局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 農業，林業及び水産業に関する事務
農林水産物資の流通に関する事務
漁港に関する事務
- イ 組織体制 12課 279人（平成23年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

課 名	農林水産総務課，団体検査課，農業担い手支援課，園芸産地推進課，農業販売戦略課，農業技術課，畜産課，林業課，森林保全課，水産課，農林整備管理課，農業基盤課
-----	--

ウ 主な施策（平成22年度）

- 担い手を中心となった力強い農業構造の確立
効率的な木材の生産・流通体制の確立
持続的かつ安定的な水産業の確立
農林地の公益的機能の維持・発揮
新たな交流・定住の促進（農山漁村における快適な生活空間の創出）
地球温暖化の防止（森林等吸収源対策の推進）
地域環境の保全（農業・漁業集落排水の整備）
食の安全・安心の確保
災害に強い県土づくり（農地・漁港海岸保全施設の整備，山地災害の防止）

エ 重点監査項目

県に事務局を置く任意団体の事務処理について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進に努められたい。

区 分	長期未納(滞納繰越分) [平成22年度決算額]	参考 前回監査時 [平成21年度決算額]
1 農業改良資金貸付金元利収入 (農業担い手支援課)	6人 30,851,060円	6人 32,745,060円
2 農業改良資金貸付金に係る違約金 及び延納利息(農業担い手支援課)	14人 42,125,947円	14人 44,654,497円
3 牛海綿状脳症検査体制緊急整備事 業に係る戻入金(畜産課)	1人 3,477,802円	1人 3,597,802円
4 林業・木材産業改善資金貸付金元利 収入(林業課)	2人 890,559円	2人 961,723円

区 分		長期未納(滞納繰越分) [平成22年度決算額]		参考 前回監査時 [平成21年度決算額]	
5	林業・木材産業改善資金貸付金に係る違約金及び延納利息(林業課)	6人	7,870,345円	8人	8,054,031円
6	沿岸漁業改善資金貸付金元利収入(水産課)	3人	3,350,000円	3人	3,950,000円
7	沿岸漁業改善資金貸付金に係る違約金及び延納利息(水産課)	5人	5,582,876円	6人	5,513,199円

イ 金庫の管理について

金庫の鍵が職員共有の施錠していない場所に保管されており、職員であれば誰でも取り出せる状態になっているものがあつた。適正な管理に努められたい。(農林整備管理課)

- ・根拠 現金及び有価証券の手もと保管の適正化について(平成元年4月17日付け出納長通知)

ウ 県における任意団体の点検について〔第3 参考資料 参照〕

次の任意団体に対して、所管部局(任意団体事務局の運営に関与していない者)による財務、経理事務等に係る自主点検(検査)が行われていなかった。

県が当該団体に負担金等を交付し、また、県職員が当該団体の事務に従事していることから、県として、事業の実施状況や会計処理などの点検(検査)を定期的に行うよう努められたい。

所 管 課	任意団体
森林保全課	ひろしまの森林づくりフォーラム

【意 見】

補助金の交付事務について

次の補助金交付事業において、交付要綱で様式を定め、毎月、対象事業の遂行状況の報告を受けることとしているが、必要に応じて電話等で事業の遂行状況を聴き取るなど、要綱の規定と異なった運用をしているものがあつた。

電話等による聴取によっても事業遂行状況の十分な確認が可能かどうか検討するなど、規定と事務処理が乖離しないよう改善する必要がある。(森林保全課)

- ・ひろしまの森づくり事業(補助金事業)(平成22年度)

12 広島海区漁業調整委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理やその他漁業調整に関する事務

(イ) 組織体制 専任職員なし(併任職員4人)(平成23年4月1日現在)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

13 広島県内水面漁業調整委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 10人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理並びに内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事務

(イ) 組織体制 専任職員なし(併任職員3人)(平成23年4月1日現在)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった

14 土木局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 道路, 河川に関する事務
 空港, 港湾(漁港を除く。)その他土木に関する事務(他局の主管に属する事務を除く。)

イ 組織体制 12課 230人(平成23年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

課名	土木総務課, 建設産業課, 用地課, 技術企画課, 道路河川管理課, 道路企画課, 道路整備課, 河川課, 砂防課, 空港振興課, 港湾振興課, 港湾企画整備課
----	--

ウ 主な施策(平成22年度)

企業の意欲ある取組の促進(建設業経営革新支援事業)
 圏域内の交流を支える交通基盤の強化
 中枢・中核都市圏の高次都市機能の強化(広島高速道路の整備)
 県境を越えた広域的な交流・連携の強化(高規格幹線道路・地域高規格道路の整備促進)
 グローバルゲートウェイ機能の強化(広島空港の機能強化, 広島西飛行場のあり方, 広島港・福山港の機能強化)
 防災・危機管理体制の確保(緊急輸送道路の整備)
 災害に強い県土づくり(洪水対策の推進, 高潮対策の推進, 土砂災害対策の推進)

エ 重点監査項目

県に事務局を置く任意団体の事務処理について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納(滞納繰越分)について

次の歳入において, 長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進に努められたい。

区分		長期未納(滞納繰越分) [平成22年度決算額]		参考 前回監査時 [平成21年度決算額]	
1	雑入[許可量を超えた海砂利の採取に係る不当利得返還金](港湾振興課)	5人	42,684,760円	7人	55,459,060円
2	港湾使用料(港湾振興課)	35人	10,249,507円	37人	10,601,507円

イ 委託契約における事務処理について

次の委託契約において、契約内容と異なる支払方法を行ったり、委託契約の締結事務が遅延するなど、不適正な事務処理が行われていた。今後は、再発防止策の徹底を図るとともに、所属職員の事務処理状況の把握や適切な助言・指導を行うなど、内部統制機能を確保し、適正な事務処理に努められたい。(空港振興課)

契約名	内 容
広島空港連絡歩道橋等管理業務委託(平成22年度)	・契約の相手方から提出された再委託承認申請について、承認事務が遅延していたものがあった。 ・委託料の支払方法について、半期ごとに委託料を精算払いによって支払う契約となっているにもかかわらず、事業完了後に一括して支払っていた。
広島空港連絡歩道橋等管理業務委託(平成23年度)	契約締結の伺いは平成23年4月1日付けで決裁となっているにもかかわらず、委託契約書が作成されていなかった。

ウ 県における任意団体の点検について〔第3 参考資料 参照〕

次の任意団体に対して、所管部局(任意団体事務局の運営に関与していない者)による財務、経理事務等に係る自主点検(検査)が行われていなかった。

県が当該団体に負担金等を交付し、また、県職員が当該団体の事務に従事していることから、県として、事業の実施状況や会計処理などの点検(検査)を定期的に行うよう努められたい。

所 管 課	任 意 団 体
用地課	中国地区用地対策連絡会広島県支部
道路河川管理課	中国開発幹線自動車道建設期成同盟会
	中国横断自動車道尾道松江線建設期成会
港湾振興課	広島港振興協会
	広島県東部港湾振興協会
	中国地区港湾協議会
空港振興課	広島県空港振興協議会

【意 見】

不法占用の解消及び未然防止への取組について

県が管理する財産の不法占有については、これまで、その解消に向け組織を挙げて早急に取り組むよう意見を行ってきたところである。

平成22年度末の不法占有物件は348件で、そのうち、河川の不法占有物件は、撤去指導などの取組により、昭和50年度末の571件から平成22年度末では327件となっているが、依然として不法占有の状態が長期化・常態化した物件が数多く残ったままとなっている。

財産の適正管理、県民負担の公平性確保の観点から、不法占有の状態をこれ以上長期化させることのないよう、不法占有の解消に向けて、本庁、地方機関が一体となってこれまで以上に取組を強化するとともに、新たな不法占有の未然防止に努める必要がある。(道路河川管理課)

(3) 所管する任意団体の事務処理に係る監査結果について〔第3 参考資料 参照〕

重点監査を実施した任意団体の事務処理について、次のとおり不適正な事例が見受けられた。当該団体に対して、適正な事務処理を行うよう指導されたい。

【指摘事項】

ア 財務関係規程等の整備について〔第3 参考資料 参照〕

金銭の出納に関する手続・処理方法などを定めた財務関係規程及び意思決定の手続などを定めた決裁関係規程が整備されていない任意団体があった。

これら基本的事項を定めた財務関係規程等を整備し，適正な事務処理に努められたい。

(ア) 財務関係規程が未整備の任意団体

所管課	任意団体
用地課	中国地区用地対策連絡会広島県支部
道路河川管理課	中国開発幹線自動車道建設期成同盟会
港湾振興課	中国地区港湾協議会

(イ) 決裁関係規程が未整備の任意団体

所管課	任意団体
用地課	中国地区用地対策連絡会広島県支部
道路河川管理課	中国開発幹線自動車道建設期成同盟会
	中国横断自動車道尾道松江線建設期成会
港湾振興課	中国地区港湾協議会
空港振興課	広島県空港振興協議会

イ 支出事務における事後の確認について〔第3 参考資料 参照〕

支出の手続を行った際に，現にその支出が適正に行われたかどうかの確認について，書面により記録されていない任意団体があった。

支出調書等に証拠書類の写しを添付した上で，担当者以外の者が支出の事実について確認印を押印するなど，適正な事務処理に努められたい。

所管課	任意団体
用地課	中国地区用地対策連絡会広島県支部
道路河川管理課	中国開発幹線自動車道建設期成同盟会
	中国横断自動車道尾道松江線建設期成会
港湾振興課	中国地区港湾協議会

ウ 預貯金通帳と届出印の管理について〔第3 参考資料 参照〕

預貯金通帳及びその届出印について，同一人物や同一場所により管理している任意団体があった。

預貯金通帳及びその届出印の管理者を別人物とし，それぞれ鍵の掛かる別の場所に保管し，内部けん制機能を発揮させるなど，適正な事務処理に努められたい。

所管課	任意団体
用地課	中国地区用地対策連絡会広島県支部
道路河川管理課	中国開発幹線自動車道建設期成同盟会
	中国横断自動車道尾道松江線建設期成会
港湾振興課	中国地区港湾協議会

15 都市局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 都市計画その他都市の整備に関する事務
住宅及び建築に関する事務
- イ 組織体制 5課 114人(平成23年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

課名	都市政策課, 都市整備課, 都市環境課, 建築課, 住宅課
----	-------------------------------

ウ 主な施策(平成22年度)

建築物のバリアフリー化の推進, 住宅のユニバ-サルデザインの推進
圏域内の交流を支える交通基盤の強化(街路事業の推進等)
中枢・中核都市圏の高次都市機能の強化(都市計画の推進, 市街地の整備)
広島県の新たな魅力の創出と発信(県民公園等)
地球・地域環境の保全(流域下水道の建設・管理, 公共下水道の整備)

エ 重点監査項目

県に事務局を置く任意団体の事務処理について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納(滞納繰越分)について

次の歳入において, 長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進に努められたい。

区分		長期未納(滞納繰越分) [平成22年度決算額]		参考 前回監査時 [平成21年度決算額]	
1	雑入[土地区画整理事業に伴う清算徴収金](都市政策課)	2人	246,378円	2人	246,378円
2	住宅使用料(住宅課)	1,835人	161,659,242円	1,757人	178,745,046円
3	施設使用料(住宅課)	7人	174,330円	7人	174,330円
4	雑入[賃貸借契約解除後, 退去までの家賃相当額](住宅課)	1人	205,200円	1人	205,200円
5	雑入[工事契約解除に伴う前払金返還に係る利息等](住宅課)	1人	411,347円	1人	411,347円

16 収用委員会

(1) 機関の概要

- ア 委員 委員7人, 予備委員2人
- イ 事務組織の概要
(ア) 主な分掌事務 土地収用に関する事務
(イ) 組織体制 専任職員なし(土木総務課が事務を執行)(平成23年4月1日現在)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかつた。

17 企業局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 工業用水道事業に関する事務
水道用水供給事業に関する事務

土地造成事業に関する事務

イ 組織体制

3課 52人（平成23年4月1日現在の公営企業管理者を含む常勤職員及び再任用職員の合計）

課名	企業総務課，土地整備課，水道課
----	-----------------

ウ 主な施策（平成22年度）

県営水道送水ルートの強化
西瀬戸ライフライン整備事業

（2）監査の結果

【指摘事項】

長期未納（過年度分）について

次の収益において，長期未納（過年度分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分		長期未納（過年度分） [平成22年度決算額]	参考 前回監査時 [平成21年度決算額]
1	土地売却代金（土地整備課）	1人 90,479,249円	2人 100,734,249円
2	延納利息 [土地売却代金の延納に係るもの]（土地整備課）	4人 270,571,151円	3人 271,042,927円
3	雑収益[固定資産の所有に係る所在市町村交付金の企業負担分]（土地整備課）	1人 854,100円	1人 854,100円
4	損害金[土地売買契約の解除に係る損害賠償金及び撤去費用]（土地整備課）	2人 37,187,394円	1人 10,835,281円
5	延滞金（土地整備課） 土地売却代金に対する遅延損害金 延納利息に対する遅延損害金 所在市町村交付金の弁済に伴う遅延損害金 損害賠償金に対する遅延損害金	2人 13,780,032円	1人 282,330円
6	損害金[土地の不法占用に係る損害金及び訴訟費用]（水道課）	2人 2,693,767円	2人 2,693,767円

【意見】

土地造成事業会計の今後のあり方について

土地造成事業は，土地の分譲促進を図るための分譲価格の見直しや大規模分譲割引により，土地売却収益が土地売却原価を下回り，土地造成費や企業債利息等の経費を賄うだけの収益が上げられない状況になっており，この事業を長期的かつ安定的に維持していくことは極めて難しいと予想される。

こうしたことから，さらなる企業誘致活動の推進，未着手用地等の活用策の検討や長期未収金の早期回収などに重点的に取り組むとともに，長期的な視点に立って経営戦略を再構築するなど，本会計の抜本的な見直しについて，早急に検討を行う必要がある。（土地整備課）

（3）付記

ア 契約書への収入印紙の貼付について

契約の相手方から県に交付された契約書に，収入印紙が貼付されていないものがあつた。契約相手方による印紙貼付についても確認を行うなど，適切な事務処理に努めていただきたい。

（企業総務課）

- ・建設事業事務管理総合システム改修業務（企業局財務連携）（平成22年度）

イ 地方公営企業会計基準の見直しに向けた対応について

地方公営企業会計基準については、関係政省令等の改正により平成 26 年度から全企業への適用が予定されるなど、大幅な見直しが行われることとなっている。

これにより、借入資本金の負債への計上、みなし償却制度の廃止、退職給付引当金の計上義務化など、企業局の各事業会計に大きな影響が及ぶことから、具体的な対応策について検討していただきたい。(企業総務課)

18 病院事業局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 県立病院の運営に関する事務

イ 組織体制 1 課 (県立病院課)

14 人 (平成 23 年 4 月 1 日現在の病院事業管理者及び常勤職員の合計)

ウ 主な施策 (平成 22 年度)

救命救急センター機能の強化 (広島病院)

亜急性期医療の実施 (安芸津病院)

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納 (過年度分) について

次の歳入において、長期未納 (過年度分) のものがあった。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進に努められたい。

区 分		長期未納 (過年度分) [平成 22 年度決算額]		参考 前回監査時 [平成 21 年度決算額]	
1	医業未収金 (移管病院分)	44 人	1,771,990 円	44 人	1,771,990 円
2	医業外未収金 (移管病院分)	1 人	160 円	1 人	160 円
3	その他未収金 (行政財産明渡訴訟賠償金)	2 人	16,412,070 円	-	-

(注) 医業未収金 (移管病院分) 及び医業外未収金 (移管病院分) は、旧県立瀬戸田病院及び旧県立神石三和病院の収入未済額を引き継いだものである。

(3) 付 記

地方公営企業会計基準の見直しに向けた対応について

地方公営企業会計基準については、関係政省令等の改正により平成 26 年度から全企業への適用が予定されるなど、大幅な見直しが行われることとなっている。

借入資本金の負債への計上、みなし償却制度の廃止、退職給付引当金の計上義務化など、病院事業会計に大きな影響が及ぶことから、具体的な対応策について検討していただきたい。(県立病院課)

19 議会事務局

(1) 機関の概要

ア 議 員 64 人 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

イ 事務局の概要

- (ア) 主な分掌事務 議長及び副議長の秘書に関する事務
 議員の厚生福利に関する事務
 議会本会議などの運営の事務処理に関する事務
 各種審査資料の収集及び分析等の準備に関する事務

(イ) 組織体制 4課41人(平成23年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

課名	秘書課, 総務課, 議事課, 政策調査課
----	----------------------

ウ 本庁重点監査項目

県に事務局を置く任意団体の事務処理について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 委託契約における設計金額の算出について

(ア) 次の委託契約の設計金額の算出において、参考見積書を徴取せず、前年度の入札額の最高額を基に設計金額を積算していた。適正な事務処理に努められたい。(政策調査課)

契約名	全世帯配布県議会広報紙「ひろしま県議会だより」新聞折込配布業務委託契約(平成22年度)
根拠	委託・役務業務契約事務の手引き(第2版)3(3)(平成22年4月1日)

(イ) 次の施設管理業務に係る委託契約において、財産管理課が定める方法によらず設計金額を積算していた。適正な事務処理に努められたい。(総務課)

契約名	議事堂の清掃業務委託(平成23~24年度)
根拠	施設管理業務委託の事務処理について4(3)(平成18年12月15日制定)

イ 県における任意団体の点検について〔第3 参考資料 参照〕

次の任意団体に対して、所管部局(任意団体事務局の運営に関与していない者)による財務、経理事務等に係る自主点検(検査)が行われていなかった。

県が当該団体に負担金等を交付し、また、県職員が当該団体の事務に従事していることから、県として、事業の実施状況や会計処理などの点検(検査)を定期的に行うよう努められたい。

所管課	任意団体
政策調査課	広島県島嶼会

(3) 所管する任意団体の事務処理に係る監査結果について〔第3 参考資料 参照〕

重点監査を実施した任意団体の事務処理について、次のとおり不適正な事例が見受けられた。当該団体に対して、適正な事務処理を行うよう指導されたい。

【指摘事項】

ア 財務関係規程等の整備について〔第3 参考資料 参照〕

金銭の出納に関する手続・処理方法などを定めた財務関係規程及び意思決定の手続などを定めた決裁関係規程が整備されていない任意団体があった。

これら基本的事項を定めた財務関係規程等を整備し、適正な事務処理に努められたい。

所管課	任意団体
政策調査課	広島県島嶼会

イ 現金の管理について〔第3 参考資料 参照〕

常時、手許現金を保有している任意団体において、現金出納簿が作成されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

所 管 課	任意団体
政策調査課	広島県島嶼会

20 教育委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委 員 6人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 学校教職員の人事管理，学校施設整備に関する事務
 県立学校の設置管理，校務運営指導及び教育指導に関する事務
 市町教育委員会の指導及び市町立学校の教育指導に関する事務
 生涯学習，社会教育及びスポーツの振興に関する事務
 文化財の保護活用に関する事務

(イ) 組織体制 2部12課 238人(平成23年4月1日現在)

部 名	課 名
管 理 部	総務課(秘書広報室，法務室)，教職員課(福山分室，職員給与室)，施設課，健康福利課，文化財課
教 育 部	学校経営課，指導第一課，指導第二課，指導第三課，特別支援教育課，生涯学習課，スポーツ振興課

ウ 主な施策(平成22年度)

子育て支援体制の充実
 学力の定着向上
 豊かな心と健やかな体の育成
 特別支援教育の充実
 キャリア教育の充実
 グローバル社会に生きる力の育成
 教職員の資質・指導力の向上
 教育改革を支える基盤の強化
 生涯学習の振興
 文化・芸術の振興
 スポーツの振興
 人として互いに尊重する社会づくり

エ 重点監査項目

県に事務局を置く任意団体の事務処理について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納(滞納繰越分)について

次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあった。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分		長期未納(滞納繰越分) [平成22年度決算額]	参考 前回監査時 [平成21年度決算額]
1	過払給与返還(教職員課)	1人 126,054円	0人 0円

区 分		長期未納(滞納繰越分) [平成22年度決算額]	参考 前回監査時 [平成21年度決算額]
2	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金に係る貸出金償還金(指導第二課)	8人 646,785円	8人 757,785円
3	地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金に係る貸出金償還金(指導第二課)	265人 64,873,655円	297人 62,508,598円
4	地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金に係る戻入金及び返還金(指導第二課)	39人 3,797,400円	39人 3,997,400円
5	高等学校等奨学金貸付金に係る貸出金償還金(指導第二課)	533人 43,773,710円	398人 31,212,220円
6	高等学校等奨学金貸付金に係る戻入金及び返還金(指導第二課)	13人 1,817,000円	10人 831,000円
7	賀茂高等学校不正事件賠償金に係る弁償金(指導第二課)	1人 33,767,445円	1人 33,897,445円
8	広島観音高等学校等学校諸費横領事件賠償金に係る弁償金(指導第二課)	1人 17,485,042円	1人 17,605,042円

イ 委託契約における設計金額の算出について

次の委託契約の設計金額の算出において、設計金額を積算するための参考見積書などを徴取せず、過去に算定した設計単価を用いて積算を行っていた。

設計金額の積算に当たっては、最新の単価を用いて積算を行うか、複数の者から参考見積書を徴するなど、設計金額が最新の状況を反映したものとなるよう、適正な事務処理に努められたい。(総務課)

契約名	平成22年度保護者向け広報紙「くりっぷ」発行業務 平成23年度保護者向け広報紙「くりっぷ」発行業務
根拠	委託・役務業務契約事務の手引き(第2版)3(3)(平成22年4月1日)

ウ 県における任意団体の点検について〔第3 参考資料 参照〕

次の任意団体に対して、所管部局(任意団体事務局の運営に関与していない者)による財務、経理事務等に係る自主点検(検査)が行われていなかった。

県が当該団体に負担金等を交付し、また、県職員が当該団体の事務に従事していることから、県として、事業の実施状況や会計処理などの点検(検査)を定期的に行うよう努められたい。

所管課	任意団体
指導第三課	広島県学校保健会
生涯学習課	広島県社会教育委員連絡協議会

【意見】

ア 委託契約における実績確認について

(ア) 次の委託契約において、実施報告書の様式が具体的に定められておらず、提出された業務完了届等では一部の業務について履行確認を十分に行うことができない状況にあった。

実施報告書の様式について、業務仕様書にのっとった履行確認ができるものとするとともに、業務の実施者や確認者に押印を求めるなど、業務の履行確認の適正化に努める必要がある。(文化財課)

・史跡頼山陽居室等管理業務委託(平成22年度)

(イ) 次の委託契約において、委託料の額は実績に基づき確定されることとなっているが、提出された実施報告書だけでは十分な実績確認を行うことができない状況にあった。

実施報告書の様式について、業務の実施状況を十分に確認することができるものとするとともに、必要に応じて支出証拠書類の提示等を求めて照合を行うなど、実績確認の適正化に努める必要がある。(特別支援教育課)

・発達障害授業改善推進事業(平成22年度)

イ 職員公舎の適正管理について

平成23年4月現在の職員公舎の入居率は50.4%であるが、前年度と比べて3.2ポイント低下しており、効率的な活用がされているとは言えない状況にある。立地条件や老朽化等により入居率の好転が見込めない公舎については、公有財産の有効活用の観点から廃止等を検討するなど、職員公舎のあり方について検討する必要がある。(施設課)

ウ 毒物及び劇物の管理について

県立学校の監査において、管理簿の未整備、管理簿等への未記入、管理簿の数量と現物の在庫数の不一致など、毒物及び劇物が適正に管理されていない事案について、これまで再三にわたって指摘してきたが、是正されたとはいえない状況にある。

毒物及び劇物の紛失などの事故等が発生した場合には、学校現場への信頼が大きく損なわれる恐れがあることから、学校全体での毒物及び劇物の管理体制の構築、学校長を始めとする管理職によるチェック体制の強化など、全県立学校に対する指導を徹底し、毒物及び劇物の管理に万全を期する必要がある。(指導第二課)

エ 債権回収会社を活用した収入未済解消に向けた取組について

高等学校等奨学金貸付金の債権管理については、平成21年1月から貸付金の徴収業務及び回収督促業務を債権回収会社に委託し、貸付金の回収率が上昇するなど一定の成果を上げているものの、償還者数の増加に伴って滞納者数、滞納額ともに前年度と比べ40%程度の増となっている。

現契約には、長期延滞者に対する法的措置が含まれていないことや、訪問督促及び現地調査の実施が十分ではないなどの課題があることから、費用対効果を十分に見極めた上で、効率的・効果的な委託のあり方を早急に検討する必要がある。(指導第二課)

(3) 所管する任意団体の事務処理に係る監査結果について〔第3 参考資料 参照〕

重点監査を実施した任意団体の事務処理について、次のとおり不適正な事例が見受けられた。当該団体に対して、適正な事務処理を行うよう指導されたい。

【指摘事項】

ア 財務関係規程等の整備について

金銭の出納に関する手続・処理方法などを定めた財務関係規程及び意思決定の手続などを定めた決裁関係規程が整備されていない任意団体があった。

これら基本的事項を定めた財務関係規程等を整備し、適正な事務処理に努められたい。

所管課	任意団体
指導第三課	広島県学校保健会

イ 収入調書等の作成について

収入の際に、収入調書等が作成されていない任意団体があった。適正な事務処理に努められたい。

所 管 課	任意団体
指導第三課	広島県学校保健会
生涯学習課	広島県社会教育委員連絡協議会

ウ 支出事務における事後の確認について

支出の手続を行った際に、現にその支出が適正に行われたかどうかの確認について、書面により記録されていない任意団体があった。

支出調書等に証拠書類の写しを添付した上で、担当者以外の者が支出の事実について確認印を押印するなど、適正な事務処理に努められたい。

所 管 課	任意団体
指導第三課	広島県学校保健会
生涯学習課	広島県社会教育委員連絡協議会

エ 預貯金に係る届出印の管理について

預貯金に係る届出印について、施錠できない事務機の引出しに保管している任意団体があった。

預貯金通帳及びその届出印の管理者を別人物とし、それぞれ鍵の掛かる別の場所に保管し、内部けん制機能を発揮させるなど、適正な事務処理に努められたい。

所 管 課	任意団体
指導第三課	広島県学校保健会

オ 郵便切手類の管理について

郵便切手類について、施錠できない事務機の引出しに保管している任意団体があった。

また、郵便切手使用簿の現在高と現物の在庫高が一致していない任意団体があった。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 施錠できない事務機の引出しに郵便切手を保管していた任意団体

所 管 課	任意団体
指導第三課	広島県学校保健会

(イ) 郵便切手使用簿現在高と現物の在庫高が一致していなかった任意団体

所 管 課	任意団体
指導第三課	広島県学校保健会

21 埋蔵文化財センター

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 埋蔵文化財の調査研究及び出土遺物の整理収蔵に関する事務
- イ 所在地 広島市西区観音新町四丁目8番49号
- ウ 職員数 専任職員なし(兼務職員5人)(平成23年4月1日現在)
- エ 主な事業実績(平成22年度)

- ・ 埋蔵文化財の分布調査
- ・ 出土遺物の保存処理 200点, 出土遺物等の貸出 1,067点
- ・ 市町職員の発掘調査技術研修3課程
- ・ 出土遺物, 写真資料, 図書資料の収集・保存

- ・ 農業基盤整備事業地内遺跡発掘調査
- ・ 県立埋蔵文化財センター施設管理

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

22 警察本部

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務

イ 組織体制 7部33課1室6隊1所 1,535人(平成23年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

部名	課名等
総務部	総務課, 広報課, 会計課, 施設課, 装備課, 情報管理課
警務部	警務課, 人材育成課, 警察安全相談課, 厚生課, 監察官室, 留置管理課
生活安全部	生活安全総務課, 安全安心推進課, 少年対策課, 生活環境課
地域部	地域課, 通信指令課, 自動車警ら隊, 鉄道警察隊
刑事部	刑事総務課, 捜査第一課, 捜査第二課, 捜査第三課, 組織犯罪対策課, 捜査第四課, 薬物銃器対策課, 鑑識課, 機動捜査隊, 科学捜査研究所
交通部	交通企画課, 交通規制課, 交通指導課, 運転免許課, 運転教育課, 交通機動隊, 高速道路交通警察隊
警備部	公安課, 警備課, 外事課, 機動隊

ウ 主な施策(平成22年度)

「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動の推進
 悪質重要犯罪の徹底検挙
 暴力団等の組織犯罪対策・歓楽街総合対策の推進
 交通死亡事故抑止対策の推進
 少年非行防止総合対策の推進
 テロ, 災害等緊急事態対策の推進
 県民の期待にこたえる治安基盤の確立

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納(滞納繰越分)について

次の歳入において, 長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区分	長期未納(滞納繰越分) [平成22年度決算額]	参考 前回監査時 [平成21年度決算額]
1 放置違反金(交通指導課)	2,614人 39,032,563円	2,366人 35,484,586円
2 損害賠償金(監察官室)	2人 248,000円	2人 70,000円
3 情報公開請求複写料(運転教育課)	1人 20円	0人 0円

(3) 付 記

遺失物の管理について

先般、拾得物品として保管中の物品を昨年7月2日頃に窃取したとして、警察署において遺失物業務に従事していた職員が逮捕・起訴されるという事件が発生したところである。

警察本部においては、平成23年6月16日付けで各警察署長に対し総務部長通達を發出し、再発防止の当面の措置として、拾得物品の現物点検を行うとともに、県帰属となる拾得物品の確実な点検並びに不用決定及び廃棄措置の確実な実施について指示しているところである。

引き続きこれらの再発防止策の徹底を図るとともに、より実効性のある内部統制機能の確保に向けて取り組んでいただきたい。

23 警察学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 新任者に対する教育訓練その他所要の教育訓練に関する事務
- イ 所在地 安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目2番27号
- ウ 組織体制 6課(庶務課, 会計課, 教務課, 体練課, 学生課, 現任課)
- エ 職員数 198人(平成23年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)
- オ 主な事業実績(平成22年度)

・ 教養実施状況

区 分			教養期間			入校状況	
			学校 教養	職場 実習	実践 実習	回数 (回)	人員 (人)
採用 時教 養	初任科	大学卒	6か月	4か月	-	2	109
		その他	10か月	4か月	-	2	62
	初任補修 科	大学卒	2か月	-	3か月	2	158
		その他	3か月	-	4か月	2	52
	一般職員初任科		2週間	-	-	2	50
小 計			-			10	431
任用 時教 養	巡査部長任用科		12日間			1	11
	警部補任用科		12日間			2	37
	部門別任用科		12~28日間			5	120
各種専科			3~18日間			42	802
小 計			-			50	970
合 計			-			60	1,401

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

24 監査委員事務局

(1) 機関の概要

- ア 監査委員 4人
- イ 事務局の概要
 - (ア) 主な分掌事務 定例監査等の監査の執行に関する事務
決算審査等, 例月出納検査, 住民監査請求及び外部監査に関する事務
 - (イ) 組織体制 19人(平成23年4月1日現在の常勤職員数で併任職員を除く。)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

25 人事委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 3人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 監査委員事務局，人事委員会事務局及び労働委員会事務局の総務事務
人事行政に関する調査に関する事務
給与，勤務時間その他の勤務条件など職員に関する制度の研究及び勧告
職員の競争試験及び選考に関する事務
職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分の審査
に関する事務

(イ) 組織体制 2課22人(平成23年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

課名	合同総務課，公務員課

(2) 監査の結果

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において，見積書では料金が一定額以上の場合には一定の額を減じるとされていたが，契約書においてはその旨が記載されていなかった。委託料の支出は，見積書に記載された内容で算出された金額が請求され，支払っていたが，契約書の委託料の記載に当たっては，支払額の算定条件等について正しく記載するよう，適正な事務処理に努められたい。(合同総務課)

契約名	広島県職員(社会人経験者等)採用試験及び広島県警察職員(研究員)採用 選考資格認定試験の試験問題作成等業務委託

26 労働委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 労働争議のあっせん，調停及び仲裁に関する事務
労働組合の資格審査に関する事務
不当労働行為の審査に関する事務

(イ) 組織体制 12人(平成23年4月1日現在の常勤職員数で併任職員を除く。)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監査の結果等参考資料

資料番号

1

重 監 査 項 目	県に事務局を置く任意団体の事務処理について
監査の趣旨	県に事務局を置く任意団体の運営において、負担金、補助金及び交付金（以下「負担金等」という。）が適正かつ有効に処理されているかなどの実態について監査を実施した。
監査対象機関	平成 22 年度に県が負担金等を交付した任意団体のうち、県の庁舎（地方機関を含む）に事務局が設置され、県職員が事務局の事務に従事している任意団体及び当該任意団体を所管する部局
監査の結果等	<p>1 監査の概要</p> <p>(1) 任意団体の現状等</p> <p>県の庁舎内には、実行委員会や協議会など様々な任意団体が設置されており、県が負担金等を交付している団体や県職員が事務局職員を兼ねている団体が存在している。</p> <p>平成 17 年度にテーマ監査（「県が負担金等を交付している任意団体について」）を実施したところ、132 団体（地方機関を含む。）が存在していたが、その後、県において、任意団体に対する県の関与の在り方等の見直しを行ったことなどにより、平成 22 年度末現在では、70 団体となっている。</p> <p>また、この見直しと併せて、任意団体を所管する部局においては、任意団体の財務、経理事務等に係る自主点検を実施するよう指導が行われたところである。</p> <p>しかしながら、近年、他県等において、所管する任意団体の経理事務担当者が団体の預金等を着服する事件等が発生していることや、テーマ監査を実施してから 6 年経過したことなどを踏まえ、今年度、任意団体の負担金等の事務が適正かつ有効に処理されているかなどについて監査を実施したものである。</p> <p>(2) 監査の実施方法</p> <p>ア 事前調査</p> <p>監査対象機関に該当する任意団体に係る負担金等の実態調査を行った。（関係資料 1 参照）</p> <p>イ 実地監査</p> <p>アの実態調査に基づき、監査対象機関となる任意団体 41 団体¹のうち、34 団体について実地監査を行った。（関係資料 2 参照）</p> <p>1 41 団体は本庁庁舎内（地方機関を除く。）に事務局を置く任意団体数（全体では 70 団体）</p> <p>(ア) 選定方法</p> <p>負担金等の交付額が 50 万円を超える任意団体又は収入総額が 100 万円を超える任意団体を選定した。（関係資料 1 下表参照）</p> <p>(イ) 実地監査の項目</p> <p>任意団体の負担金等の事務が適正に行われているかについて監査を行った。</p> <p>ウ 実施時期</p> <p>平成 23 年 7 月から 8 月</p>

2 監査の結果

【指摘事項】

ア 財務関係規程等の整備について

金銭の出納に関する手続・処理方法などを定めた財務関係規程及び意思決定の手続などを定めた決裁関係規程が整備されていない任意団体があった。

これら基本的事項を定めた財務関係規程等を整備し、適正な事務処理に努められたい。

(ア) 財務関係規程が未整備の任意団体

所管局	担当課	任意団体
危機管理監	危機管理課	広島県防災ヘリコプター運航連絡協議会
環境県民局	環境政策課	ひろしま地球環境フォーラム 「環境の日」ひろしま大会実行委員会
	自然環境課	広島県ツキノワグマ対策協議会
健康福祉局	被爆者支援課	放射線被曝者医療国際協力推進協議会
商工労働局	観光課	広島・宮島観光誘客促進協議会
		広島県サイクルトレイン実行委員会
土木局	用地課	中国地区用地対策連絡会広島県支部
	道路河川管理課	中国開発幹線自動車道建設期成同盟会
	港湾振興課	中国地区港湾協議会
県議会	政策調査課	広島県島嶼会
教育委員会	指導第三課	広島県学校保健会

(イ) 決裁関係規程が未整備の任意団体

所管局	担当課	任意団体
危機管理監	危機管理課	広島県防災ヘリコプター運航連絡協議会
環境県民局	環境政策課	ひろしま地球環境フォーラム 「環境の日」ひろしま大会実行委員会
	自然環境課	広島県ツキノワグマ対策協議会
健康福祉局	被爆者支援課	放射線被曝者医療国際協力推進協議会
商工労働局	観光課	広島・宮島観光誘客促進協議会
		広島県サイクルトレイン実行委員会
土木局	用地課	中国地区用地対策連絡会広島県支部
	道路河川管理課	中国開発幹線自動車道建設期成同盟会
		中国横断自動車道尾道松江線建設期成会
	港湾振興課	中国地区港湾協議会
	空港振興課	広島県空港振興協議会
県議会	政策調査課	広島県島嶼会
教育委員会	指導第三課	広島県学校保健会

イ 出納簿の作成について

出納状況を管理するための出納簿が作成されていない任意団体があった。適正な事務処理に努められたい。

所管局	担当課	任意団体
危機管理監	危機管理課	広島県防災ヘリコプター運航連絡協議会
環境県民局	自然環境課	アルゼンチンアリ対策広域行政協議会

ウ 収入調書等の作成について

収入の際に、収入調書等が作成されていない任意団体があった。適正な事務処理に努められたい。

所管局	担当課	任意団体
環境県民局	環境政策課	ひろしま地球環境フォーラム
		「環境の日」ひろしま大会実行委員会
	自然環境課	広島県ツキノワグマ対策協議会
		アルゼンチンアリ対策広域行政協議会
商工労働局	観光課	瀬戸内国際観光テーマ地区推進協議会
		広島県国際観光テーマ地区推進協議会
	県内投資促進課	広島県企業立地推進協議会
教育委員会	指導第三課	広島県学校保健会
	生涯学習課	広島県社会教育委員連絡協議会

エ 支出事務における事後の確認について

支出の手続を行った際に、現にその支出が適正に行われたかどうかの確認について、書面により記録されていない任意団体があった。

支出調書等に証拠書類の写しを添付した上で、担当者以外の者が支出の事実について確認印を押印するなど、適正な事務処理に努められたい。

所管局	担当課	任意団体	
地域政策局	国際課	ひろしま平和貢献ネットワーク協議会	
		広島県日中親善協会	
環境県民局	県民活動課	国際交流ユース inHIROSHIMA 実行委員会	
	環境政策課	ひろしま地球環境フォーラム	
		自然環境課	広島県ツキノワグマ対策協議会
			アルゼンチンアリ対策広域行政協議会
健康福祉局	被爆者支援課	放射線被曝者医療国際協力推進協議会	
	健康対策課	ひろしま食育・健康づくり実行委員会	
	高齢者支援課	広島県プラチナ世代支援協議会	
商工労働局	観光課	広島県東京アンテナショップ協議会	
		広島・宮島観光誘客促進協議会	
		広島県サイクルトレイン実行委員会	
		瀬戸内国際観光テーマ地区推進協議会	
		広島県国際観光テーマ地区推進協議会	
	県内投資促進課	広島県企業立地推進協議会	
土木局	用地課	中国地区用地対策連絡会広島県支部	
	道路河川管理課	中国開発幹線自動車道建設期成同盟会	
		中国横断自動車道尾道松江線建設期成会	
	港湾振興課	中国地区港湾協議会	
教育委員会	指導第三課	広島県学校保健会	
	生涯学習課	広島県社会教育委員連絡協議会	

オ 現金の管理について

常時、手許現金を保有している任意団体において、現金出納簿が作成されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

所管局	担当課	任意団体
地域政策局	国際課	広島県日中親善協会
県議会	政策調査課	広島県島嶼会

カ 預貯金通帳と届出印の管理について

預貯金通帳及びその届出印について，施錠できない事務機の引出しに保管している任意団体があった。

また，預貯金通帳及びその届出印を同一人物や同一場所により管理している任意団体があった。

預貯金通帳及びその届出印の管理者を別人物とし，それぞれ鍵の掛かる別の場所に保管し，内部けん制機能を発揮させるなど，適正な事務処理に努められたい。

(ア) 施錠できない場所に保管していた任意団体

< 預貯金通帳と届出印 >

所管局	担当課	任意団体
環境県民局	県民活動課	国際交流ユース inHIROSHIMA 実行委員会

< 届出印 >

所管局	担当課	任意団体
教育委員会	指導第三課	広島県学校保健会

(イ) 同一人物（同一場所）で管理している任意団体

所管局	担当課	任意団体
地域政策局	国際課	ひろしま平和貢献ネットワーク協議会
環境県民局	県民活動課	国際交流ユース inHIROSHIMA 実行委員会
	環境政策課	ひろしま地球環境フォーラム 「環境の日」ひろしま大会実行委員会
商工労働局	産業政策課	広島県東京アンテナショップ協議会
		21ひろしま県内製品愛用運動推進協議会
	観光課	広島・宮島観光誘客促進協議会
		広島県サイクルトレイン実行委員会
		瀬戸内国際観光テーマ地区推進協議会 広島県国際観光テーマ地区推進協議会
県内投資促進課	広島県企業立地推進協議会	
土木局	用地課	中国地区用地対策連絡会広島県支部
	道路河川管理課	中国開発幹線自動車道建設期同盟会
		中国横断自動車道尾道松江線建設期成会
港湾振興課	中国地区港湾協議会	

キ 郵便切手類の管理について

郵便切手及びパスピーについて，施錠できない事務機の引出しに保管している任意団体があった。

また，郵便切手使用簿を備え付けていなかったり，郵便切手使用簿の現在高と現物の在庫高が一致していない任意団体があった。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 施錠できない事務機の引出しに保管していた任意団体

< 郵便切手 >

所管局	担当課	任意団体
教育委員会	指導第三課	広島県学校保健会

< パスピー >

所管局	担当課	任意団体
環境県民局	県民活動課	国際交流ユース inHIROSHIMA 実行委員会

(イ) 郵便切手使用簿を備え付けていなかった任意団体

所管局	担当課	任意団体
環境県民局	環境政策課	「環境の日」ひろしま大会実行委員会

(ウ) 郵便切手使用簿現在高と現物の在庫高が一致していなかった任意団体

所管局	担当課	任意団体
教育委員会	指導第三課	広島県学校保健会

ク 県における任意団体の点検について

実地監査を行ったすべての任意団体において、所管部局（任意団体事務局の運営に関与していない者）による財務、経理事務等に係る自主点検（検査）が行われていなかった。

県が当該団体に負担金等を交付し、また、県職員が当該団体の事務に従事していることから、県として、事業の実施状況や会計処理などの点検（検査）を定期的に行うよう努められたい。〔実地監査を行ったすべての任意団体〕

ケ 職務命令による事務従事の旅行命令について

県職員が職務命令によって任意団体の事務を行い、当該団体から旅費が支給される場合においても、県の旅行命令簿等を作成する必要があるが、その手続が行われていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

所管局	担当課	任意団体
環境県民局	文化芸術課	けんみん文化祭ひろしま実行委員会
健康福祉局	健康対策課	ひろしま健康づくり県民運動推進会議
商工労働局	観光課	広島県国際観光テーマ地区推進協議会

・根拠 職員の旅費に関する条例第4条第1項及び第4項

【意見】

任意団体に対する指導監督について

今回の監査において、上記アからケに記載のとおり、不適正な事務処理事例が見受けられた。

また、任意団体が整備しておくべき規程類や帳簿類、さらには適正な会計処理の進め方など掘りどころとすべき指針等が存在しないため、それぞれの任意団体の実態は様々であった。

こうしたことから、任意団体の所管部局を指導する総務局においては、今回の監査を通じて明らかになった改善事項を反映させた統一的な指針等を示すなど、県同様に、会計処理の正確性や透明性の確保を図る必要がある。

また、任意団体を所管する部局に対して、事業の実施状況や会計処理などの点検（検査）を定期的に行うよう改めて指導・監督する必要がある。（総務局）

任意団体の団体数（部局別，交付額による内訳）【本庁分】

区 分	監査対象任意団体数 (平成22年度)		県から交付された負担金等の額により区分した任意団体数(本庁分)								負担金50万円以下で，収入総額が100万円を超える任意団体数	
	【本庁】	うち 実地監査数	計	50万円以下	50万円超から 100万円以下	100万円超から 500万円以下	500万円超から 1,000万円以下	1,000万円超から 2,000万円以下	2,000万円超から 3,000万円以下	3,000万円超から 4,000万円以下		
知事部局	会計管理部	0	0	0								0
	危機管理監	2	1	2	1			1				0
	総務局	0	0	0								0
	地域政策局	3	2	3	1		1		1			0
	環境県民局	7	7	7	2	1	1	1	1	1		2
	健康福祉局	5	4	5	1	1		1	2			0
	商工労働局	10	9	10	2	2	5	1				1
	農林水産局	1	1	1				1				0
	土木局	7	7	7	4		2				1	4
	都市局	1	0	1	1							0
小計	36	31	36	12	4	9	5	4	1	1	7	
企業局	0	0	0								0	
病院事業局	0	0	0								0	
県議会	1	1	1	1							1	
教育委員会	2	2	2	2							2	
警察本部	0	0	0								0	
監査委員事務局	1	0	1	1							0	
人事委員会事務局	1	0	1	1							0	
労働委員会事務局	0	0	0								0	
小計	5	3	5	5	0	0	0	0	0	0	3	
計	41	34	41	17	4	9	5	4	1	1	10	
			(構成比)	100.0%	41.5%	9.8%	22.0%	12.2%	9.8%	2.4%	2.4%	

本庁における任意団体の団体数及び実地監査数

区 分	監査対象任意団体数 (平成22年度)		県から交付された負担金等の額により区分した任意団体数(本庁分)							
	【本庁】	うち 実地監査数	負担金50万円以下 収入総額が 100万円以下	50万円超から 100万円以下 収入総額が 100万円超過	100万円超から 500万円以下	500万円超から 1,000万円以下	1,000万円超から 2,000万円以下	2,000万円超から 3,000万円以下	3,000万円超から 4,000万円以下	
知事部局	会計管理部	0	0							
	危機管理監	2	1	1			1			
	総務局	0	0							
	地域政策局	3	2	1		1		1		
	環境県民局	7	7		2	1	1	1	1	
	健康福祉局	5	4	1	1		1	2		
	商工労働局	10	9	1	1	2	5	1		
	農林水産局	1	1	1			1			
	土木局	7	7		4		2		1	
	都市局	1	0							
小計	36	31	5	7	4	9	5	4	1	
企業局	0	0								
病院事業局	0	0								
県議会	1	1		1						
教育委員会	2	2		2						
警察本部	0	0								
監査委員事務局	1	0	1							
人事委員会事務局	1	0	1							
労働委員会事務局	0	0								
小計	5	3	2	3	0	0	0	0	0	
計	41	34	7	10	4	9	5	4	1	

注 部分は，実地監査対象であることを示す。

(関係資料2) 実地監査を行った任意団体の概要

広島県防災ヘリコプター運航連絡協議会(危機管理監)

設立年月日	平成8年4月1日
設立目的	広島県の所有する広島県防災ヘリコプターの円滑な運航の推進に努め、県内の消防防災体制の充実強化に寄与することを目的とする。
事業内容	防災ヘリコプターの運航に関する協議・連絡調整及び広島県防災航空隊隊員派遣市町への助成を行う。
構成員	広島県及び広島県内すべての市町，消防本部(局)

ひろしま平和貢献ネットワーク協議会(地域政策局)

設立年月日	平成15年5月28日
設立目的	平和の実現を推進する機関や関係団体等によって構成するとともに、国連機関等とのネットワークを構築し、国際社会の平和と発展に貢献する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国連訓練調査研究所(ユニタール広島事務所)の活動支援 ・カンボジア復興支援プロジェクトの実施
構成員	広島県，広島県市長会，広島県町村会，広島県教育委員会，大学，国際関係機関13団体，経済界6団体(平成23年6月現在)

広島県日中親善協会(地域政策局)

設立年月日	昭和59年9月17日
設立目的	広島県における日本国と中華人民共和国との友好を願う各分野の個人及び団体の結束・融和を図り、もって各分野にわたる本県と中華人民共和国との相互理解と交流を促進し、日中友好の発展に貢献する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・日中関係の情報収集及び提供 ・日中両国民の人的交流 ・日中両国の教育，文化，スポーツ交流 ・日中両国の経済及び技術交流の促進
構成員	趣旨に賛同する法人・団体113団体，個人127人の合計240団体・人(平成23年6月現在)

ひろしま夏の芸術祭実行委員会(環境県民局)

設立年月日	平成21年5月15日
設立目的	ひろしま夏の芸術祭を円滑に開催することにより、県民へ優れた音楽や美術に触れる機会を提供するとともに、担い手の育成や裾野の拡大と新たなひろしま文化の発信に資することによって、広島県の文化芸術振興に寄与することを目的とする。
事業内容	メインコンサート，オープニングコンサート，クラシックセミナー，街角コンサート，美術館セミナー，ミニ神楽公演など
構成員	広島県，公益財団法人ひろしま文化振興財団，エリザベト音楽大学，社団法人広島交響楽協会，広島県吹奏楽連盟，社団法人広島県観光連盟

けんみん文化祭ひろしま実行委員会（環境県民局）

設立年月日	平成2年5月8日
設立目的	広島県の文化活動の全県的な発表・交流の機会を提供する中で、地域に根ざした文化の継承と新しい文化の創造に資することによって、地域文化の振興に寄与する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・けんみん文化祭ひろしまの開催に必要な総合計画の立案に関する事。 ・けんみん文化祭ひろしまの文化祭の内容及び開催地の決定に関する事。 ・県、市町、文化団体及びその他関係機関との連絡調整に関する事。 ・その他、目的達成に必要な事項に関する事。
構成員	広島県及び県内市町

国際交流ユース in HIROSHIMA 実行委員会（環境県民局）

設立年月日	平成18年5月10日
設立目的	青少年の国際交流を通じて、心豊かで国際感覚溢れる青少年の育成を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・海外青少年の招へい事業 ・国際理解、友好親善に関する事業 ・その他実行委員会の目的達成に必要な事業
構成員	広島県、広島県教育委員会、関係団体 10団体（社団法人広島青年会議所、財団法人ひろしま国際センター、広島日伯協会 等）

ひろしま地球環境フォーラム（環境県民局）

設立年月日	平成17年5月31日
設立目的	県民、団体、事業者、行政が相互に連携しながら環境にやさしい地域づくりを協働して進め、環境と経済が調和した活力ある地球環境保全型社会の創出に寄与する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地球環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚 ・環境教育の推進 ・広島県環境基本計画の推進 ・地球環境保全に関する情報の収集及び提供 ・地域の環境保全活動への参画及び支援 ・環境に関する国際協力 ・その他、フォーラムの目的を達成するために必要な事業
構成員	中国電力株式会社、広島県商工会議所連合会、財団法人広島県環境保健協会、社団法人広島消費者協会、JFEスチール株式会社西日本製鉄所（福山地区）、株式会社広島銀行、マツダ株式会社 等（274企業・団体（平成23年5月24日現在））

「環境の日」ひろしま大会実行委員会（環境県民局）

設立年月日	平成9年4月17日
設立目的	広く県民、民間団体、企業等の参加のもとで、環境の保全についての関心と理解を深め、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高める。
事業内容	「環境の日」ひろしま大会の開催
構成員	広島県、広島市、財団法人広島県環境保全公社、財団法人広島県環境保健協会、ひろしま地球環境フォーラム（5人）

広島県ツキノワグマ対策協議会（環境県民局）

設立年月日	平成13年10月15日
設立目的	ツキノワグマの保護管理対策を円滑に実施するため。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行対策の効果的な進め方の検討と実施 ・ 新たな保護管理対策の検討と実施 ・ ツキノワグマによる人身事故被害者に対する見舞金等の支給 ・ その他ツキノワグマ対策に必要な事項
構成員	広島県，広島市，三次市，庄原市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，安芸太田町，北広島町，神石高原町

アルゼンチンアリ対策広域行政協議会（環境県民局）

設立年月日	平成18年3月24日
設立目的	広島県及び山口県の関係自治体が連携して，アルゼンチンアリ対策を円滑に推進する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ アルゼンチンアリ対策に関する国への要望活動に係る事業 ・ アルゼンチンアリ対策に関する情報の共有と普及啓発に関する事業 ・ 環境省からの委託による地域生物多様性保全委託事業 ・ 環境省からの交付金による地域生物多様性保全活動支援事業 等
構成員	広島県，廿日市市，大竹市，山口県，岩国市，柳井市

放射線被曝者医療国際協力推進協議会（健康福祉局）

設立年月日	平成3年4月1日
設立目的	近年，放射線被曝事例が世界各地で発生している現状に鑑み，広島が有する被曝者治療の実績及び放射線障害に関する調査研究の成果をこれら被曝者の医療に有効に生かしていくための体制をつくり，広島の世界への貢献と国際協力の推進に資することを目的とする。
事業内容	国外からの医師等の研修受入，国外への医師等の派遣，放射線被曝者医療に関するデータの収集整理及びその提供，関係機関相互の連携体制の強化に関する調査研究，研修センター及び情報センターの機能に関する調査研究，その他放射線被曝者医療の国際協力を推進するために必要な調査研究等
構成員	社団法人広島県医師会，社団法人広島市医師会，広島大学医学部，広島大学病院，広島大学原爆放射線医科学研究所，財団法人放射線影響研究所，財団法人広島原爆障害対策協議会，広島赤十字・原爆病院，広島県，広島市

ひろしま食育・健康づくり実行委員会（健康福祉局）

設立年月日	平成19年8月3日
設立目的	広島県の食育・健康づくりを推進するため，必要な事業を実施することにより，県民の健康で豊かな生活の実現に寄与することを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食育・健康づくりに関するイベント等の開催 ・ 食育・健康づくりに関する普及啓発活動 ・ その他本会の目的達成に必要な事業
構成員	21団体 （広島県，社団法人広島県医師会，社団法人広島県歯科医師会，広島県スーパーマーケット協会，広島県PTA連合会 等）

ひろしま健康づくり県民運動推進会議（健康福祉局）

設立年月日	平成20年7月22日
設立目的	すべての県民が生涯にわたって健康に暮らせるよう、健康づくりに密接に関わっている団体等が連携・協働して、県民一人ひとりの主体的な取組みを支援するとともに健康づくりの機運を醸成するための活動を積極的に推進することを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭における健康づくりに関すること。 ・企業、職場における健康づくりに関すること。 ・地域における健康づくりに関すること。 ・健康を支える地域の医療を守る取組に関すること。 ・その他、県民の健康づくりに関すること。
構成員	25団体 （広島県、広島県議会、財団法人広島県女性会議、健康保険組合連合会広島連合会、財団法人広島県地域保健医療推進機構 等）

広島県プラチナ世代支援協議会（健康福祉局）

設立年月日	平成21年4月14日
設立目的	今後、団塊の世代が退職期を迎え、ますます高齢化が進展していく中、社会の活力の維持向上のためには、高齢者一人ひとりが地域を支える一員として活躍できる社会づくりが必要なため、協議会は、関係機関・団体が連携し、プラチナ世代社会参画促進事業を効果的に実施し、プラチナ世代が積極的な社会参画や地域貢献できる社会の構築を推進することを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・参加・体験型の交流促進イベントの開催 ・企業等退職者向け研修の実施 ・ボランティア活動体験研修の実施 ・ホームページの拡充 ・ハンドブック等による広報、普及啓発活動
構成員	広島県、社会福祉法人広島県社会福祉協議会、財団法人広島県地域保健医療推進機構、財団法人広島県老人クラブ連合会（4者）

広島県労働協会（商工労働局）

設立年月日	平成9年10月1日
設立目的	企業、労働組合、商工団体、学識経験者、行政機関等が一体となって、労使関係の諸問題に関する理解を深め、良好な労使関係の維持・確立と労働福祉の推進に努め、県経済の発展と県民生活の安定に寄与することを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・労働問題に関する各種研究会開催 ・講座、講習会の開催及び他団体開催行事等への協力・支援 ・労働関係資料の提供及び図書等のあっせん ・会員の相互交流
構成員	学識経験者等（35人）、企業（110人）、労働組合（75人）、各種団体等（34団体） （平成23年4月1日現在）

広島県東京アンテナショップ協議会（商工労働局）

設立年月日	平成10年4月1日
設立目的	首都圏における広島情報の発信・収集のため、東京アンテナショップで行う事業を円滑に実施することを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント運営事業 ・ マーケティングアドバイザー事業 ・ 観光情報等提供事業 ・ 物産販売運営事業 ・ その他協議会の目的達成に必要な事業
構成員	広島県，広島市，呉市，竹原市，三原市，尾道市，福山市，府中市，三次市，庄原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，熊野町，大崎上島町，世羅町，神石高原町，広島県商工会議所連合会，広島県酒造組合，社団法人広島県観光連盟

21ひろしま県内製品愛用運動推進協議会（商工労働局）

設立年月日	平成4年12月15日
設立目的	県内製品の愛用を通じて地域経済の活性化を図り，県勢の発展に資することを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県産品フェアの開催・各種イベントでのPR活動 ・ PR用品の作成 ・ ホームページの運営
構成員	広島県，広島市，広島県市長会，広島県町村会，広島県商工会議所連合会，広島県商工会連合会，広島県中小企業団体中央会

ひろしまRTイノベーションフォーラム（商工労働局）

設立年月日	平成20年9月2日
設立目的	RT（ロボットテクノロジー）を活用した技術革新による県内ものづくり産業の高度化や生産性の向上を目指して，企業・大学・研究機関等産学官の連携体制を構築することを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講演会，セミナー等の開催 ・ RTに関する情報収集及び情報提供 ・ その他必要な事業
構成員	広島県，ひろしま生産技術の会，社団法人精密工学会メカトロニクス専門委員会，電子産業関連企業交流グループ，広島県画像処理活用研究会，広島県ロボット応用研究会（5団体：延べ210企業・団体が参加）

広島・宮島観光誘客促進協議会（商工労働局）

設立年月日	平成22年3月16日
設立目的	広島・宮島エリアにおける魅力ある観光地づくり及び国内の旅行者の広島・宮島エリアへの誘客の促進を目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・広島・宮島エリアの観光地の魅力を高める事業 ・広島・宮島エリアを観光する際の利便性を高める事業 ・旅行会社への働きかけ ・共同宣伝、情報発信 ・その他本会の目的を達成するために必要な事業
構成員	広島県，広島市，廿日市市，広島商工会議所，社団法人広島県観光連盟，宮島町商工会，西日本旅客鉄道株式会社

広島県サイクルトレイン実行委員会（商工労働局）

設立年月日	平成22年7月7日
設立目的	西日本旅客鉄道株式会社に依頼し，広島駅と尾道駅を結ぶサイクルトレインを運行し，しまなみ海道での自転車旅行者誘致活動を実施することを目的とする。
事業内容	しまなみ街道サイクリングルートまでの移動経路やルート間において，自転車を持ち込める形態の二次交通（電車）による利便性向上のため，広島駅 尾道駅間を全8日間運行（内1日はモニター）する。
構成員	広島県，尾道市，社団法人尾道観光協会

瀬戸内国際観光テーマ地区推進協議会（商工労働局）

設立年月日	平成10年7月30日
設立目的	広島県，山口県及び愛媛県で策定した「外客訪問促進計画」に基づき，外客誘致対策を促進することにより，国際観光の振興を図り，もって国際的な相互理解の増進，国際親善への貢献，県民の国際感覚の涵養及び地域の振興に寄与することを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・外客誘致対策事業 ・その他協議会の目的達成に必要な事業
構成員	<p>15団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島県，広島市，尾道市，福山市，廿日市市 ・山口県，山口市，岩国市 ・愛媛県，松山市，今治市 ・社団法人広島県観光連盟，社団法人山口県観光連盟，社団法人愛媛県観光連盟 ・日本旅行業協会中四国支部

広島県国際観光テーマ地区推進協議会（商工労働局）

設立年月日	平成10年7月21日
設立目的	海外への情報発信や外客受入体制整備を促進することにより、国際観光の振興を図り、もって国際的な相互理解の増進、国際親善への貢献、県民の国際感覚の涵養及び地域の振興に寄与することを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・外客誘致事業 ・外客受入体制整備事業 ・その他協議会の目的達成に必要な事業
構成員	<p>68団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政関係12団体（広島県，広島市，福山市，呉市 等） ・観光協会等9団体（社団法人広島県観光連盟 等） ・民間団体等47団体（広島商工会議所 等）

広島県企業立地推進協議会（商工労働局）

設立年月日	平成8年8月8日
設立目的	広島県内の工業団地等に県外企業の立地を積極的に推進し、もって地域における就業機会の増大、経済変動に柔軟に対応できる産業構造の改善を図り、活力ある地域社会の形成を促進することを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・企業立地セミナーの開催 ・企業用地説明会の開催 ・その他、目的達成に必要な事業
構成員	広島県，広島県土地開発公社，広島県住宅供給公社，広島市，呉市，竹原市，三原市，尾道市，福山市，府中市，三次市，庄原市，大竹市，東広島市，廿日市市，北広島町

ひろしまの森林（もり）づくりフォーラム（農林水産局）

設立年月日	平成18年3月28日
設立目的	県内の企業や団体，行政の連携・協力により，企業の森づくりを進めることにより，多様な主体による本県の森林整備・保全に寄与することを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・会員が実施する「企業の森」造成等の支援 ・会員への森林ボランティアの紹介・斡旋 等 ・県民に対する森林・林業に関する意識啓発 等
構成員	広島県，広島森林管理署，広島北部森林管理署，山根木材株式会社，帝人株式会社三原事業所，株式会社ウッドワン，株式会社エディオン，シャープ株式会社通信システム事業本部 等

中国地区用地対策連絡会広島県支部（土木局）

設立年月日	昭和48年7月10日
設立目的	中国地区用地対策連絡会の会員として、その目的にかんがみ、広島県内の公共事業施行者相互の情報交換及び問題点の協議等を通じて必要な調整を行うとともに、損失補償基準の運用の調整並びに損失補償に関する調査、研究等を共同して行うことにより公共用地の円滑な取得を図り、もって公共事業の推進に資することを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公共事業の用地取得計画に関し相互の連絡調整を図るとともに、用地事務に係る情報及び資料の交換を行うこと。 ・用地取得に関する損失補償基準の運用の調整を図るとともに、用地事務に関する共同の調査研究を実施すること。 ・用地補償に関する研究会、研修会等を開催すること。 ・表彰を行うこと。 ・その他、目的を達成するために必要な事業を行うこと。
構成員	国（国土交通省、防衛省）、西日本高速道路株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、株式会社NTTファシリティーズ、中国電力株式会社、日本放送協会、独立行政法人都市再生機構、広島県、県内全市町、広島県土地開発公社、呉市土地開発公社、東広島市土地開発公社、廿日市市土地開発公社、広島高速道路公社、呉市水道局

中国開発幹線自動車道建設期成同盟会（土木局）

設立年月日	昭和56年11月1日
設立目的	大阪府、兵庫県及び中国各県の普遍的開発を図るため、その基盤となる中国縦貫自動車道、山陽自動車道、中国横断自動車道及び山陰自動車道による高速道路網が早期に整備されるよう推進活動を展開し、もって当該地域の総合的な高速道路網の整備促進に寄与することを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地域の高速道路網の建設・整備促進 ・全国高速道路建設協議会等との連絡、協調 ・必要な調査研究 ・地域住民等に対する広報宣伝
構成員	広島県、広島市、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、鳥取県、島根県、岡山県、岡山市、山口県

中国横断自動車道尾道松江線建設期成会（土木局）

設立年月日	昭和47年6月1日
設立目的	中国地方の開発を図るため、中国縦貫自動車道、山陽自動車道及び本州四国連絡橋（尾道～今治）とともに、全国的な自動車交通網の枢要部分を構成するものとして、日本海から瀬戸内海に通ずる自動車道（松江～尾道）の早期建設を推進することを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画及び整備計画の早期決定 ・建設の推進 ・調査研究 ・広報宣伝
構成員	広島県、島根県、尾道市、松江市

広島港振興協会（土木局）

設立年月日	平成2年12月20日
設立目的	広島港のポートセールスや国際化に対応した振興策を官民一体となって推進し、もって広島港の発展に寄与することを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶の誘致，貨物の集荷，ポートセミナーの開催等広島港の利用促進に関する事項 ・国際化に対応した港湾機能の整備・充実に関する調査研究，情報交換及び関係機関の要望等に関する事項 ・外国客船等の入港歓迎や海外ポートセールスミッションの派遣等広島港の友好交流に関すること ・その他本会の目的を達成するために必要な事項
構成員	広島県，広島市，広島市商工会議所，廿日市商工会議所，民間企業 等

広島県東部港湾振興協会（土木局）

設立年月日	平成9年1月20日
設立目的	福山港及び尾道系崎港のポートセールスや国際化に対応した振興策を官民一体となって推進し、もって福山港及び尾道系崎港の発展に寄与することを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶の誘致，貨物の集荷，ポートセミナーの開催等福山港及び尾道系崎港の利用促進に関する事項 ・国際化に対応した港湾機能の整備・充実に関する調査研究，情報交換及び関係機関の要望等に関する事項 ・外国客船等の入港歓迎や海外ポートセールスミッションの派遣等福山港及び尾道系崎港の友好交流に関する事項 ・その他本会の目的を達成するために必要な事項
構成員	広島県，三原市，尾道市，福山市，三原商工会議所，尾道商工会議所，福山商工会議所，民間企業 等

中国地区港湾協議会（土木局）

設立年月日	平成13年5月22日
設立目的	日本港湾協会の中国地区会員相互の綿密なる連携を図るとともに、港湾の整備促進、振興に寄与することを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾の施設，管理等に関する必要な事項の調査研究及びそれらの成果の普及 ・港湾事業の推進並びに港湾の振興及び利用の促進など
構成員	中国地区（山口県下関市を除く）に所在する港湾管理者及び港湾関係団体（市町村を含む）

広島県空港振興協議会（土木局）

設立年月日	平成6年3月24日
設立目的	広島空港及び広島西飛行場の振興策を官民一体となって推進し、もって広島県の中核性の向上に寄与することを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空港の利用促進に関する事業 ・ 空港への国内線及び国際線の誘致に関する事業 ・ 空港のC I Q体制の整備・充実に関する事業 ・ 空港へのエアカーゴの誘致に関する事業 ・ 国等に対する要望，陳情活動に関する事業 ・ その他，目的を達成するために必要な事業
構成員	広島県，広島市，広島県市長会，広島県町村会，広島県商工会議所連合会，広島県商工会連合会，広島県中小企業団体中央会，社団法人広島県バス協会，広島空港ビルディング株式会社

広島県島嶼会（県議会）

設立年月日	明治44年3月20日
設立目的	島嶼部市町の緊密な連絡を図り，民生，教育，産業，交通等についての諸施策の改善，向上を期し，島嶼部の繁栄発展を促進する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島嶼部市町間の緊密な連絡 ・ 島嶼部振興事業の促進 ・ 島嶼部振興方策の調査研究 ・ 島嶼部の向上発展を図るための関係機関への提案活動等
構成員	県内の島嶼部市町長(6団体)，島嶼部に居住する県会議員で本会の趣旨に賛同する者(4名)

広島県学校保健会（教育委員会）

設立年月日	昭和34年5月（大正10年9月 広島県学校衛生医会設立）
設立目的	学校保健の振興並びに普及発達を図ることを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校保健の振興充実 ・ 学校保健に関する調査研究 ・ 学校保健に関する資料等のあっせん ・ 関係団体の連絡調整 ・ その他本会の目的達成に必要な事項
構成員	会長（1名），副会長（7名），顧問（1名），監事（3名），理事長（1名），常任理事（17名），理事（32名），代議員（25名）

広島県社会教育委員連絡協議会（教育委員会）

設立年月日	昭和40年2月10日
設立目的	社会教育法に基づく社会教育委員の職務を全うするため、社会教育委員の協力体制を確立し、もって広島県社会教育の振興に寄与することを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会教育振興のために必要な調査研究 ・ 社会教育諸計画立案に関する研究 ・ 社会教育に関する情報資料の収集，交換及び普及 ・ 社会教育振興のための文書活動の実施 ・ 前各号の目的を達成するため必要な研究会，協議会及び講習会の開催 ・ 調査研究の成果の実現に必要な諸活動の実施 ・ その他社会教育振興に必要な諸事業
構成員	広島県及び県内市町（政令指定都市を除く。）の社会教育委員（343名）